

平成29年第4回定例会

一宮町議会会議録

平成29年12月6日
開 会

平成29年12月6日
閉 会

一宮町議会

平成29年第4回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（12月6日）

| | |
|----------------------------|----|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名 | 1 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 1 |
| 議事日程 | 1 |
| 開会の宣告 | 3 |
| 開議の宣告 | 3 |
| 議会運営委員会委員長の報告 | 3 |
| 議事日程の報告 | 4 |
| 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 会期の決定 | 4 |
| 諸般の報告 | 4 |
| 町長の行政報告 | 4 |
| 一般質問 | 11 |
| 志田延子君 | 11 |
| 袴田忍君 | 15 |
| 渡邊美枝子君 | 20 |
| 鵜沢一男君 | 25 |
| 鵜野澤一夫君 | 30 |
| 藤乗一由君 | 34 |
| 畑場博敏君 | 51 |
| 鵜沢清永君 | 62 |
| 承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 64 |
| 承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 66 |
| 認定第1号～認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 67 |
| 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 79 |
| 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 80 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 82 |
| 議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 83 |
| 議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 85 |
| 議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 89 |
| 同意案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 91 |
| 日程の追加 | 92 |
| 発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 92 |
| 一宮町議会議員定数調査特別委員会委員の選任 | 102 |
| 閉会中の継続審査 | 103 |
| 閉会の宣告 | 103 |
| 署名議員 | 105 |

第 4 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

12 月 6 日 （水）

平成29年第4回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成29年12月6日招集の第4回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 藤井幸恵 | 2番 | 小林正満 |
| 3番 | 渡邊美枝子 | 4番 | 鶴沢清永 |
| 5番 | 鶴沢一男 | 6番 | 小安博之 |
| 7番 | 藤乗一由 | 8番 | 袴田忍 |
| 9番 | 鶴野澤一夫 | 10番 | 志田延子 |
| 11番 | 島崎保幸 | 12番 | 秦重悦 |
| 13番 | 森佐衛 | 14番 | 畑場博敏 |
| 15番 | 藤井敏憲 | 16番 | 吉野繁徳 |

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

| | | | |
|--------|------|------------|------|
| 町長 | 馬淵昌也 | 会計管理者 | 峰島勝彦 |
| 教育長 | 町田義昭 | 総務課長 | 大場雅彦 |
| 秘書広報課長 | 渡邊高明 | 企画課長 | 小柳一郎 |
| 税務課長 | 秦和範 | 住民課長 | 高師一雄 |
| 福祉健康課長 | 鶴岡英美 | 都市環境課長 | 塩田健 |
| 産業観光課長 | 小関秀一 | オリンピック推進課長 | 高田亮 |
| 保育所長 | 岡澤利江 | 教育課長 | 鎗田浩司 |

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

| | | | |
|------|-----|----|-------|
| 事務局長 | 諸岡昇 | 書記 | 関谷智香子 |
|------|-----|----|-------|

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

| | |
|------|------------|
| 日程第一 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第二 | 会期の決定 |
| 日程第三 | 諸般の報告 |
| 日程第四 | 町長の行政報告 |

| | | | |
|-------|------|----|---|
| 日程第五 | 一般質問 | | |
| 日程第六 | 承認第 | 1号 | 平成29年度一宮町一般会計補正予算（第5次）の専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第七 | 承認第 | 2号 | 平成29年度一宮町一般会計補正予算（第6次）の専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第八 | 認定第 | 1号 | 平成28年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第九 | 認定第 | 2号 | 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第十 | 認定第 | 3号 | 平成28年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第十一 | 認定第 | 4号 | 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第十二 | 認定第 | 5号 | 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第十三 | 議案第 | 1号 | 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第十四 | 議案第 | 2号 | 一宮町観光拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第十五 | 議案第 | 3号 | 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十六 | 議案第 | 4号 | 一宮町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十七 | 議案第 | 5号 | 平成29年度一宮町一般会計補正予算（第7次）議定について |
| 日程第十八 | 議案第 | 6号 | 平成29年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定について |
| 日程第十九 | 同意第 | 1号 | 一宮町固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程の追加 | | | |
| 日程第二十 | 発議第 | 1号 | 一宮町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議について |

開会 午前 9時02分

◎開会の宣告

○議長（吉野繁徳君） 皆さん、おはようございます。

年末の大変お忙しい中、ご参集願いましてまことにありがとうございます。

日に日に寒さが厳しくなっている日ごろでございますが、皆様、健康には十二分にご留意願いましてお過ごしください。

また、傍聴の皆さんにお知らせ申し上げます。

この議場内、暖房の設備が故障しております。ストーブ等を用意しておりますが、まだ寒いことと思います。ひとつお気をつけて傍聴のほう、よろしく願い申し上げます。

ただいまから平成29年第4回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（吉野繁徳君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（吉野繁徳君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営につきまして発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、秦重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告を初めとして専決処分の承認2件、閉会中の継続審査でありました決算認定の報告のほか、条例の制定2件、条例の一部改正2件、一般会計及び特別会計合わせて2件の補正予算、そのほか人事案件が1件であります。

また、一般質問は8名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については本日1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまです。

◎議事日程の報告

○議長（吉野繁徳君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承ください。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野繁徳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

14番、畑場博敏君、15番、藤井敏憲君、以上、兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（吉野繁徳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日としたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（吉野繁徳君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり資料をお手元に配付しております。これをもってご了承ください。

◎町長の行政報告

○議長（吉野繁徳君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成29年第4回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多用にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

以下、各課の職掌に従いまして、ご報告をさしあげます。

まず、総務課の所掌の業務でございます。

初めに、防災の関係をご報告いたします。

今年度の防災訓練であります。10月15日、日曜日に全町を対象とした津波避難訓練を計画したところ、当日はあいにくの雨であり、やむを得ず中止の判断をいたしました。

来年度につきましては、千葉県から津波避難訓練の共催のお話をいただいております。今後、詳細な計画は詰めてまいります。自衛隊などからもご協力をいただいた大規模な訓練を実施いたしますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、オリンピック推進課所掌の業務についてであります。

次に、東京2020オリンピック競技大会の関係についてご報告を申し上げます。

機運醸成の活動といたしまして、開催地だけに使用が許されたオリンピックエンブレムつきフラッグを、10月に町内約170基の街路灯に掲出いたしました。

また、サーフィン競技会場である釣ヶ崎海岸に千葉県が自然公園を整備いたしますが、町では、その公園内にオリンピック終了後も残るレガシーとして、トイレやシャワー、更衣室などを備えた恒久施設の建設を予定しております。この施設の基本実施設計業務を11月に発注したところであります。

今後の活動といたしましては、長生郡市と夷隅郡市の関係市町村に関連団体を加え、一体となりサーフィン競技を応援し、大会の成功はもちろんのこと、世界に向けて地域の魅力を最大限に発信し、大会開催の効果をより広く波及させるため、長生郡市・夷隅郡市サーフィン競技応援連絡協議会の発足を来年1月に予定しております。

続きまして、企画課所掌の業務についてでございます。

まず、人口減少、雇用対策、東京一極集中の是正を目的とする地方創生事業の関係であります。

国の交付金を活用して一宮町商工会館前の空き店舗2棟を改修し、ことしの6月、複合施設SUZUMINEをオープンいたしました。その後、子育て中の母親の就業支援などを行う会社、一宮町周辺の観光資源を生かしたツアーを行う会社、2つの民間会社が町内に新し

く誕生いたしました。経営される方は一宮町在住及び出身の方で、現在、SUZUMINEの1階に事業所を置き、一宮町商工会にも入会されました。さらには、SUZUMINEの飲食店向けテナントにも利用希望者があらわれ、来年2月ごろには新しい飲食店が開業される予定であります。

また、平成28年度国の補正予算、地方創生拠点整備交付金を活用した上総一ノ宮駅前の観光施設建設工事につきましては、10月に着手いたしました。この施設は面積63坪の木造建築で、観光案内所、農産物直売所、貸しテナントの複合施設であります。

観光案内所につきましては、電動自転車のレンタル台数を現在の倍にふやすなど、オリンピック開催に向け、多くのお客様を迎え入れる準備を進めてまいります。

農産物直売所につきましては、現在の駅前観光物産直売所が新しい観光施設へ移転となるものです。これまでは店舗と駐車場が離れており、荷物の搬入など不便な状況にありました。また、駅前には交通量が非常に多く、直売所の利用者と車の接触事故も過去には数回あったと聞いております。新しい施設につきましては、舗装された駐車場を用意するなど、皆様がより安全で便利にご利用いただけるよう整備してまいります。

建設工事ではありますが、来年の3月には終了し、4月の末に観光案内所と物産直売所の同時オープンを予定しております。オリンピック開催を控え、海岸エリアでは新しいホテルが開業するなど、民間資本による活発な動きがうかがえます。こうした動きが海岸エリアにとどまることなく、町全体が盛り上がるよう、駅周辺や商店街エリアの活性化に注力してまいります。

次に、第6回一宮海岸クリーンアップウォーキング大会の関係です。

釣ヶ崎海岸がオリンピック開催地に決定したことを受け、今大会は特別に千葉県環境生活部との共催により11月25日に開催いたしました。県の環境大使であり、世界的な登山家でもある野口健さんも参加され、250人の参加者と一緒に海岸を歩きながらごみ拾いを行いました。ウォーキング後には、ホテル一宮シーサイドオーツカで講演が行われ、野口健さんがエベレストや富士山で行ってきた清掃活動の体験談などを拝聴いたしました。町といたしましても、2020年、世界各国からの人々を迎えるため、美しい海岸づくりに努めてまいります。

次に、上総一ノ宮駅東口開設の関係です。

ことしの5月、JR東日本千葉支社との間に東口開設の基本調査に関する協定書を締結し、事業費の算出をお願いしておりましたが、その結果が出ましたのでご報告いたします。

平成30年度から32年度にわたる3年間の事業期間で、工事費6億3,210万円、税抜きでご

ございます。詳細設計費4,260万円、税抜きでございます。事業費の総額は消費税を含め7億3,256万円であります。

この金額は、現在の町財政にとりまして非常に大きな負担でありますので、10月11日、千葉県庁において森田知事と面会し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会サーフイン競技成功に向けた基盤整備に関する要望書を手渡し、千葉県に対し、東口開設の実現に向けた財政的な支援をお願いしたところであります。

東口開設は、町民の利便性向上はもとより、外房地域における観光振興に極めて有効であり、今後の一宮町の発展と経済活性化に大きな効果をもたらすことが期待されます。

現在のところ、千葉県総合企画部オリンピック・パラリンピック推進課と財政支援について協議を継続中であり、来年の1月には、東口開設事業につきまして一宮町の態度を決定したいと考えております。

続きまして、住民課所掌の業務についてでございます。

国民健康保険県広域化の関係についてご報告を申し上げます。

千葉県による広域化運営方針であります。11月14日に開催された第3回千葉県国保運営協議会からの答申を受け、この後、12月の県議会を経て、策定・公表される見通しであります。

また、町が負担する県納付金の算定であります。11月の末に千葉県から4回目の試算結果が公表されました。これまでに行われた3回の試算は平成29年度時点での試算でありましたが、4回目の試算では、新制度に合わせた平成30年度時点での試算がなされ、医療費の伸び率は1%と見込まれております。一宮町の試算結果といたしましては、1人当たりの保険料が平成29年度の町予算収入見込みと比べ約2,000円の減額となっております。

最終となる5回目の本算定の結果であります。市町村に対しては1月下旬に提示される予定であり、千葉県からの納付金及び標準保険料の通知をもとに、収納率を勘案した上で納付金が確保できるよう、例年どおり6月に保険税率の検討を行ってまいります。

次に、後期高齢者医療制度の関係です。

現在、平成30年度の保険料を改定中であり、11月に国から示された係数を用い、1回目の試算を行いました。後期高齢者被保険者数の増加などから、県平均で11.21%の上昇が見込まれておりますが、今後、1月中旬に行う2回目の試算を最終案とし、平成30年2月の広域連合定例議会において審議される予定であります。

続きまして、福祉健康課所掌の業務についてでございます。

まず、保育所の関係であります。

町内の保育所と認定こども園であります。平成30年度の入所入園申し込み受け付けを11月24日に終了いたしましたので、その結果をご報告いたします。

いちのみや保育所、定員60人のところ91人、愛光保育園、定員80人のところ88人、東浪見こども園、定員80人のところ73人、一宮どろんこ保育園、定員170人のところ148人という状況でありました。この後、入所者の調整を行い、1月末には申込者に対し結果を通知する予定であります。

次に、介護保険事業の関係です。

平成30年度からの第7期介護保険事業計画であります。今後3年間の高齢化率を初め、在宅・施設でのサービス給付費を推測し、現在、介護保険料を試算するなど策定作業を進めております。来年の1月には、一宮町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員の皆様にご協議をいただき、平成30年度から32年度までの介護保険料案を決定し、3月の定例議会において介護保険条例の改正案をご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、産業観光課所掌の業務についてでございます。

まず、農業関係であります。

11月3日に開催いたしました第39回一宮町農林商工祭であります。役場西側駐車場を会場に開催したところ、来場者はおよそ2,000人でありました。出演団体の創意工夫を凝らしたイベントや、サンマ、野菜などの特売が行われ、大盛況のうちに終了することができました。

次に、施設園芸の関係です。

県補助金事業の「新・輝けちばの園芸」産地整備支援事業であります。リフォーム事業として、トマト、メロン生産設備の改修1件を行い、8月8日に竣工、現在、トマトの収穫が行われております。

次に、ため池の関係であります。

東浪見寺下にある亀池の漏水対策であります。堤体改修工事が10月21日から着手され、現在工事が進められております。この事業につきましては、県営ため池等緊急整備事業として千葉県が事業主体となり、来年2月には竣工する予定であります。

次に、湛水防除施設、長生第二排水機場の関係です。

減速機の故障が発生し、9月議会において改修予算を計上したところであります。その

後、補助事業に向けた手続を進め、11月1日付で事業同意を得ましたので、現在、土地改良施設維持管理適正化事業として、早期完成に向けて取り組んでおります。

次に、第4回九十九里トライアスロン大会であります。9月16日、一宮海岸を主要会場に開催されました。当日は時折小雨が降るあいにくの天候となりましたが、全国各地から1,510人もの選手が参加され、事故もなく大盛況のうちに終了いたしました。

今回も有料道路の工事や一宮川の堤防かさ上げ工事などの影響から、コースを一部変更しての開催となりましたが、参加者からは大変満足との声をいただいております。また、ゴール会場では、九十九里名物の焼き蛤や各市町村のご当地グルメなどが振る舞われ、大変好評でありました。

今大会を無事終了することができましたのは、町民ボランティアの方々を初め、大会運営をご支援くださった多くの皆様のおかげであり、ご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも町民及び全国の参加者から愛される大会となるよう努めてまいります。

次に、海岸有料駐車場の運営結果をご報告いたします。

4月22日から10月1日までの163日間開設した結果、利用台数につきましては、梅雨明けのおくれに加え、8月も天候不順の日が続き降水量が多かったこと、さらには台風による波高などの影響から、前年度より5,200台少ない3万1,435台の利用となり、1日当たりの平均台数は273台でありました。今後も、駐車場の舗装やシャワー施設などの整備を進め、利用者のさらなる利便性を高め、利用率の向上に努めてまいります。

続きまして、都市環境課所掌の業務についてでございます。

まず、町道の工事関係です。

例年行っている新設改良工事と維持補修工事であります。現在までに85%の発注が完了しております。また、平成26年度から国の補助事業を活用し整備を進めている町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの改良事業であります。10月に契約を締結し、年度末までの期間で整備を進めてまいります。町民の皆様には、年末年始にかかる工事となり、交通規制など大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力のほどお願い申し上げます。

次に、10月の台風21号、22号の関係です。

町内では、町道1-7号線の終点付近など4カ所で道路冠水が発生し、通行どめなどの措置をいたしましたが、台風通過後は冠水も順次解消し、通行どめを解除いたしました。また、山間部では路肩の崩落が4路線発生いたしました。交通規制など大変ご不便をおかけしておりますが、今年度中に速やかな復旧を図るため、本定例会に復旧経費の補正予算案を提案し

ておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

次に、都市整備関係であります。

一宮町都市計画マスタープランに基づき、無秩序な開発を抑制し、良好な環境を形成するため、9月26日に特定用途制限地域の決定を告知いたしました。あわせて、一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例を定め、周知期間を考慮の上、平成30年4月1日から施行いたします。

次に、都市下水路の関係です。

腐食が著しく、破損していた中央ポンプ場の沈砂池仕切り壁改修工事を発生いたしました。今後も、ポンプ場が適正に稼働するよう維持管理を万全に行い、浸水被害の防止に努めてまいります。

次に、環境の関係です。

9月3日に実施した九十九里海岸クリーン事業の海岸清掃では、参加者297人、ごみの収集量は540キログラムでした。また、9月30日に実施した一宮川河口クリーン事業の河口清掃では、参加者387人、ごみの収集量は3,420キログラムでした。ご参加いただいたボランティアの方々や企業の皆様にお礼を申し上げます。

次に、町による上半期の不法投棄物の回収状況です。

主な回収物は、テレビ4台、冷蔵庫4台、タイヤ15本であり、昨年度の同時期と比べ、不法投棄物が約3%増加しております。今後も、不法投棄監視員や関係機関と連携を図り、不法投棄の根絶に努めてまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

次に、有害鳥獣の関係であります。

4月以降、町内において、イノシシ2頭、キョン1頭、アライグマ17頭、ハクビシン2頭を捕獲いたしました。今後も、有害鳥獣から農作物を守るため、頻繁に出没する場所に箱わなを設置するなど、有害鳥獣対策に努めてまいります。

続きまして、教育課所掌の業務であります。

総合文化祭といたしまして、10月29日に芸能と音楽を楽しむ会を開催したところ、約600人の来場者の中、20の団体から日ごろの練習成果が披露されました。また、11月4日から2日間にわたり開催した文化祭では、1,300点を超す芸術作品が展示され、約970人の来場者がありました。いずれも盛況裏に終了することができました。

次に、7歳児合同祝いですが、11月15日に開催し、健やかに成長された102人の7歳児を祝福いたしました。町の将来を担う子供たちが元気に伸び伸びと成長されることを願

っております。

終わりに、本定例会に、承認2件、認定5件、条例の制定案と一部改正案4件、補正予算案2件、同意案1件を提案しております。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（吉野繁徳君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんので、ご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題にて2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（吉野繁徳君） それでは、通告順に従い、10番、志田延子君の一般質問を行います。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 10番、志田です。

私は質問が3点ございますので、申しわけございませんけれども、一問一答方式でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） はい。

○10番（志田延子君） それでは第1点、駅にコインロッカーの設置について。

住民の方から、上総一ノ宮駅の乗降客からロッカーの設置について要望があったと連絡をいただきました。確認いたしましたところ、私ぐらいの世代の方たちが、今、一宮にパークゴルフだとか、グランドゴルフとか、ゲートボールとかでたくさんいらしているんだそうです。皆さんお荷物をたくさん持っていて、どこか預かるところはないかしらということで、この住民の方にお聞きになられたそうなんです。そして、駅員の方たちにもお話を伺ったら、随分こういう方がふえているんですよということでございました。特に2020年に向けて観光

客も増加すると思いますが、町としての対応についてお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） 駅にロッカーの設置要望ということでございますが、JRに確認いたしましたところ、駅舎内においては、設置場所や超過荷物の管理、保管、時間外の管理者不在でのトラブル対応などの問題があり、適切な維持管理が難しいとの理由により、現在のところロッカーを設置することは考えていないということでございました。

現在、駅周辺において荷物預かり可能箇所について調査いたしましたところ、駅前の自転車預かり所1件が一時的に手荷物を預けることができるとのことでございました。

今後、2020年のオリンピックに向け、外国人観光客を初め多くの観光客が訪れることが見込まれます。そしてさらに、新設される駅前観光案内所では、レンタサイクルの台数をふやし観光誘客を計画しております。こうした状況を踏まえ、本町を訪れる観光客が身軽に観光を楽しんでいただけるように、今後、観光案内所へのコインロッカーの設置を検討してまいります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） ありがとうございます。

本当に今、自転車に乗る方が大分ふえているんですね。今回、町長さんの行政報告の中にもございましたけれども、駅前観光案内所、町もやはり少しお金を稼がなくてははいけませんよね。ぜひ、このコインロッカーについては非常に心待ちにしていると思いますので、実現できるように頑張ってくださいと思います。

それでは、2点目に入らせていただきます。

2点目、一宮川の入会地についてなんですけど、先日の台風21号の際に、NHKで一宮川が氾濫したというニュースが流れておりました。このニュースによって、この一宮から出た方だとかご親戚の方たちが、私のお友達だとかいろいろな方たちに、一宮川が氾濫したっていうけどどうなったのということで、とても心配な電話だとかメールとかがたくさんあったということで、いろいろ不安を覚えてらっしゃいます。

そして、一宮川の改修は全て終了していないんですね。特に一部、入会地の用地買収が進んでいないことも不安の一因となっているのではないかと考えておりますので、その進捗状況についてもお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） それでは、志田議員の2点目の質問にお答えします。

一宮川の河川改修に伴う宮原共有地の用地買収状況でございますが、現行制度上では、全ての相続人の持ち分を事業者である千葉県が取得しなければ、原則としてその土地の工事に着手することができません。千葉県では引き続き持ち分の取得を進めておりますが、あわせて土地収用制度の活用も検討しており、現在、国と事前協議を行っているとのことですので、

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） ありがとうございました。

宮原のところと特別に言わなかったんですけども、これについては鵜野澤議員も再三質問していらっしゃいます。本当に皆さん、どうしてあそここのところに島が残っているのというようなことがたくさん言われておりますので、私たちも、土地の収用をしてもいいんじゃないですかというふうなことも言っていましたけれども、県のほうと国のほうとでそのような事前協議を行っているということで、一日も早い解決をお願いしたいと思っておりますので、頑張ってやっていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは3点目です。

町の文化財の保存についてなんですが、これは広報の9月号に、「町長室からこんにちは」の中で町の文化財についての考えを述べられておられました。それと、11月号にも町長は、昔の絵はがきや何かを見せていただいたことだか、やはり温故知新で、古きを知って新しきをつくり上げていくというような、これもとても大事なことだと思っております。

いろいろとあることはあるんですけども、だったら町に寄附して、それをどんなふうにも公開してくれるのという声も聞きます。私も確かに大分、教育委員会のほうにうちにあったものを寄附したりしておりますが、なかなかこれを差し上げても保存はとても難しいんですよ。それと劣化しやすいんですよ。

だから、町の施設で本当は保存活用されることが望ましいんですけども、本当にこれは、いろいろ考え方だとか、それから、そこのおうちの事情なんかもあって大変だとは思いますが、一つの例として、私が今やっている寿屋本家さんというところは、本当はこれは解体される場所だったんですね。ところが、この家を解体してしまったら町にとってとてもマイナスになるということで、何とかということで、ごみも含めてそのまま、解体

契約のキャンセル料をお払いして購入いたしました。

そうしたら、そこから古文書だとか、それからすばらしい書だとかが出てきて、それは私どもでお預かりしてしまっていて、加納久宜さんの直筆のお手紙だとか、久朗さんのお手紙もたくさんございます。このたび茂原で「茂原と鉄道」ということで、11月18日から来年の2月12日まで展示をしているんですけれども、そこに私どものところにあった古文書だとかそういうものもお貸ししています。

それと、去年、いすみ市の資料館に、藤田嗣治さんと奥様の手紙のやりとりだとか、そういうものと一緒に、明治、大正の絵はがきですね、展示したんですけれども、それも寿屋本家の中からお貸ししています。

本当にそういうものが、この地域にとってすばらしいものが、一宮にもたくさんあるんですけれども、なかなか難しいのと、それからこれは今、本当にそれぞれの家庭が過渡期に来ているんですね。それについて町のほうもしっかりといろいろと皆さんからお話を伺って、何とかしてほしいと思います。劣化するのもしやすく、それから維持も大変なので、本当は町の施設で管理していただけるのが一番ありがたいんですけれども、それについての町長のお考えを聞かせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 志田議員のご質問にお答えを申し上げます。

ご指摘のとおり、町内には多くの文化財が存在し、個人のご家庭で所有していらっしゃるものも多いと伺っております。残念ながらその全てを町で把握しているわけではなく、眠っている文化財もいまだ多いと存ずる次第であります。

教育委員会でも、文化財、歴史的資料は約5,000点近く所有・保管をいたしております。その一部については、中央公民館でミニ展示として公開をいたしており、町民の皆様への教育普及に努めているところでございます。

しかしながら、資料館等がないことから、保存管理についても必ずしも適切に行われているとは言えず、また保管場所が限られていることから、資料の収集もままならないというのが現状であります。

今後、保管場所については公民館内での場所の拡充等の対策を検討いたします。活用についても講座の開催、展示の拡充などによって、町民の皆様へ広く周知できるよう努力してま

います。

また、民間にございます資料につきましては、もし皆様から許していただけるのであれば、それを詳細なデジタル資料として、まずは撮影をさせていただいて、後世に資料として残り、また利用ができるようにすることを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 再質問ありますか。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） ありがとうございます。

確かに、いずれは一宮町も、公民館も大分劣化しておりますし、そのときの建てかえとかいろいろなことを考えるときに、資料館なども併設したらどうかというような考え方もあるというふうなことも伺っております。

しかしながら、なかなかそれは近々ではできないことなので、前回からも言っているように、できればいちのみや保育所の、今、閉められて、毎日毎日あのように閉まっていると劣化が激しくなってくるので、少しでも早く何かあそこを活用するようなことを考えていただいて、ホールや何かにも展示できると思うんですね。ですから、そんなふうになにかあるものを有効利用して、町の方たちが寄附してくださったものも展示すると、うちにあったものがここにあるのよとかということで、皆さんも伺ってくれると思うので、その辺のところもお考えになっていただきたいと思います。

以上でもって、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野繁徳君） 以上で志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、8番、袴田忍君の一般質問を行います。

8番、袴田忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。

私は2つでございますので、1つずつ区切らせて質問させていただきたいんですが。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○8番（袴田 忍君） 了解、お願いいたします。

まず1点目でございます。

今、福祉サービスと捉えますと、高齢者、そして保育や子育ての子供たちへのサービスが

目に飛び込んできますが、身体に障害を持った人たちへのサービスも福祉支援の一つであります。

障害者自立支援法が施行され、10年が経過しました。増大する福祉サービスの費用を負担するため、利用したサービスの量と所得に応じた負担を利用者に求める制度となっていたものを、利用者負担の見直し、新たな施設、利用する事業体経営の移行に関する事項、精神保健福祉法の改正など、支援法の中で動いてきました。

制度を理解し、自分の生活に反映されたか、その人、その家族だけしか知り得ません。法律の附則で、施行後3年をめぐりに対象となる障害者等の範囲を含めた検討を行うことが定められていると記載されています。

そこで質問します。

千葉県は、平成30年4月からの3年間に、県が取り組む障害者施策について、その基本姿勢を示し、実効性のある施策を計画的に推進するための新しい計画づくりを進めていると聞きます。

そこで、一宮町として、県と同様に、誰でもが暮らしやすいノーマライゼーションに基づいた障害者施策についての考えはあるのかお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまの袴田議員のご質問にお答えいたします。

千葉県では、平成30年度から32年度までを計画年度とした第六次千葉県障害者計画の策定に向けて、計画推進のための実施状況の確認や成果の評価、推進方針等の検討を行う組織として、第六次千葉県障害者計画策定推進本部会を設置し、現在、計画素案の作成を進めている最中と聞いております。

ノーマライゼーションとは、どの人にとっても「当たり前のことを当たり前」を実現するために社会環境を整備することで、障害があるかどうかや、その障害が軽度か重度かに関係なく、誰もが同じように基本的人権の保障や個人のアイデンティティの確立など、当たり前の生活環境が享受できる社会が当然の姿であるとの考えのもとに成り立っております。

一宮町でも、平成30年度から32年度までを計画年度とした第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定に向けた準備を進めており、障害をお持ちでない方が障害をお持ちの方を特別視するのではなく、障害をお持ちの方が普通の生活を送れるよう、ともに協力しな

がら生活していくことを進めてまいります。

なお、12月、今月でございますが、第1回一宮町障害者施策推進協議会を開催する予定となっております。また、パブリックコメントについても1月ごろに公表できるよう進めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 8番、袴田忍君。

○8番（袴田 忍君） 再質問、1つだけよろしくお願いいたします。

一宮町障害者施策推進協議会についてお願いいたします。この会議は12月に予定されているのですが、この会議の進め方なんです、町主導で行うのか協議会メンバーの意見主導で行うのか、お聞かせください。

○議長（吉野繁徳君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、一宮町障害者施策推進協議会の関係でございますが、まずこの委員につきましては、福祉、保健、医療、障害者関係者等で構成をされておまして、町長が委嘱し、全体は10名となっております。

会議の進め方でございますが、町が素案を作成したものを協議会の委員の皆様にご覧いただき、その上で、会議内での意見も考慮し、計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 8番、袴田忍君。

○8番（袴田 忍君） これは開いてみないと、ふたをあけてみないとわからないという状態がちょっとありますが、私、これは要望でお願いしたいと思います。

この協議会が開かれるわけですが、専門性を持った方が10名ほど参加しているという状況でございます。障害者、これは身体的な人、知的な人、それから精神と、この3分類に分かれると思いますが、類にとらわれずに全ての障害者が、住みやすいこの一宮町で生活をするという状況の中で会議を進めていっていただきたいと私は思っております。

1つは障害者の居場所の提案、これは今、ひきこもり、ニートにある障害者がかなり数が多くいると私は聞いております。それに町内のバリアフリーの進め方、協議会メンバーの専門性を生かして施策を進めていただきたいと思います。

要望の2つ目なのですが、最近問題とされているところが、発達障害を持った子供、子供だけじゃありません、大人の方も発達障害で苦しんでいる方がいらっしゃると思います。家庭の中、学校の中、地域の中で、サポートできる体制づくりをやはり一宮町としても、町独自のサポート体制をつくっていただきたいと私は思っております。これは県がこの3カ年、どんな形で進んでいくかわかりませんが、やはり町は町としての独自の進捗があっているのではないかと私は思います。

4月の協議会の県のほうの試案が出ましたら、6月の定例議会で私は質問したいと思えます。これは町の進み方、障害者に対しての心遣いと言ったら失礼でございますけれども、支援サービスの強化をやはり進める意味でも再度質問したいと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目でございますが、おとといの新聞に、これは千葉日報なのですが、「サーフィン成功への本格始動、早くも地元で五輪効果」という記事が出ておりました。私は非常にこれはいい記事だなと思って読ませてもらいました。「サーフィン成功への本格始動、早くも地元で五輪効果」と記された記事を拝見して思うことは、今までになかったことが起こる期待感が誰にでもあると思えます。

庁舎の玄関に入ると、オリンピックまであと何日、パラリンピックまであと何日、数字にあらわれていますが、実際に宣伝は庁舎内だけでいいのでしょうか。オリンピックまであと2年8カ月、オリンピック開催に向けて、町民と行政が一体となって取り組む姿勢を示さなければなりません。しかし、町を散策していても、庁舎の開催垂れ幕、釣ヶ崎会場の横断幕だけが目立ったもので、あとはなく、町外から来られた方々へのアピール度はまだまだ低いと考えます。

そこでお伺いします。

1点目、人の出入りが多い上総一ノ宮駅、そしてその周辺への宣伝方法の準備はあるのでしょうか。

2点目、会場である釣ヶ崎海岸のPR方法はどのようにしていくのか。

3点目、オリンピック会場に町民のボランティア参加の要請をするのであれば、その趣旨等の説明会などはどのようにしていくのか。お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） それでは、オリンピック開催に向けた町のPR等の取り組みについてお答えいたします。

まず、JR上総一ノ宮駅での宣伝につきまして、駅の所有者でありますJRが大会に向けた機運醸成の一環として行っていただくものになりますけれども、JR東日本は東京2020オフィシャルパートナーでもあり、今後はお互いに協力しながらPR活動を進めていきたいと考えております。また、新たに建設される観光案内所や駅前のデジタルサイネージ等も有効に活用していけるよう検討してまいります。

釣ヶ崎会場のPR方法に関しましてですが、来年度も千葉県と協力し、オリンピック開催2年前のイベント、あとビーチクリーン等を行う予定であり、そのようなイベント開催時に、テレビ、ラジオ、新聞等の多くのメディアを活用して、日本だけでなく世界に向けて広くPRしていきたいと考えております。

オリンピック開催時のボランティアに関してですけれども、オリンピックのボランティアには2種類がございます。1つが大会会場内でボランティアを行う大会ボランティア、このボランティアは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が募集、選考、運営を行います。それともう1つ、これは大会会場外でありますJR上総一ノ宮駅や会場周辺でボランティアを行う都市ボランティアと呼ばれるものであります。こちらのボランティアは千葉県が募集し、町が選考、運営にも携わります。

どちらのボランティアに関しましても、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や千葉県からさまざまな媒体で説明がされると思いますけれども、町としても広報等で広くお知らせしてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

8番、袴田忍君。

○8番（袴田 忍君） 町長に要望がございます。

私は、今、高田課長から、事業内容、そしてまた今後進めていかなくちゃいけない部分に関してお答えをいただきました。しかし、私は一番欲しいのは町長の言葉でございます。首長としてオリンピックにどう動きたいのか、首長として町民の皆さんをどう指導していくのか、その辺がまだまだ不透明でございます。また、オリンピック会場が負の遺産にならないよう、今後の会場の設営検討にも力を入れていただきたいと思います。

期待する人、期待しない人、まちまちです。町長の言葉一つで期待する人がふえると思

ます。どうぞ指導力を発揮していただきたい、これが私の要望でございます。今度17日には、向こうの公民館を使って行政説明会があると聞いております。どうぞ町長の意見を述べていただいて、今後の進み方をきちんと説明していただければありがたいなと私は思っております。

○議長（吉野繁徳君） 以上で袴田忍君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 美 枝 子 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、3番、渡邊美枝子君の一般質問を行います。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 渡邊です。

3点質問させていただきますが、1点ずつお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） わかりました。

○3番（渡邊美枝子君） まず1点目が介護保険料についてなんですけれども、3年前にも1度質問しているんですけれども、あれから早いもので、第7期介護保険事業計画策定の時期になりました。第6期の3年間は国によって制度が次々と改定され、それによって、年金収入が単身で280万以上の人は平成27年8月から2割負担となり、利用者の負担が大変になっています。

保険料は年金から天引きされ、支払われるのですが、この保険料の月額基準額は、年金生活者にとっては5,000円が限度と昔から言われてきたものです。しかし6期で5,200円と、ついに5,000円を超えてしまいました。5期のときは4,250円でした。これ以上高くなるということは高齢者にとって大変な負担になります。

介護保険料は、高い保険料を払っても、利用するとき、これからどうなるかわかりませんので、それで質問なんですけれども、第7期事業計画で策定する平成30年度からの介護保険料の試算状況を具体的にご説明をお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまの渡邊議員からの第7期の介護保険料の試算状況についてお答えを申し上げます。

介護保険料は、市町村の介護保険事業計画の3年間を単位とした計画期間ごとに、介護保

険事業計画に定めるサービス費用見込み額等に基づき、計画期間を通じて財政の均衡を保つことができるように決定をしております。

平成27年4月からの第6期事業計画では、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行う観点から、第5期事業計画の6段階から9段階に細分化され、低所得者に対する保険料の軽減が強化されております。

現在、第7期事業計画期間である平成30年度から平成32年度の高齢化率や、サービス見込み量を厚生労働省からの指針に基づき昨年度実施した在宅実態調査及びニーズ調査の結果をもとに現状分析し、今後3年間の将来推計により介護保険料基準額を決定していきます。

現在のところ、厚生労働省から示された地域包括ケア見える化システムでは、29年度上半期分のデータがいまだ反映できていないため、介護保険料基準額がお示しできませんが、少しでも被保険者の皆様の負担がふえないように試算し、1月中には、素案をもとに一宮町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会において協議し、保険料の案を決定し、3月議会において介護保険条例改正案をご提案したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

3年前はもうこの時期で概算が出ていたんですよね。要望は質問の中にありますので、月額5,000円が限度です。余り高くなるときには法定外繰り入れも考えてください。

以上で、次の質問に移ります。

次は、子供の医療費の自己負担もゼロにということで、これは3月議会において質問しているんですけども、完全無料化の質問だったんですけども、そのときの答弁の中で、一宮町では、所得制限を廃止し、町独自の事業として助成の対象を高校生に広げるなど、県下でも子供医療に対しては先進的とありました。これは当然と言ってしまうかもしれませんが、とても評価できることで、素晴らしいことだと思います。

毎日新聞の9月5日に、自治体独自に行う子ども医療費助成が、低所得地域で入院患者を減らす効果があるということがわかったというのです。これは慶応大学で調査したことなんですけれども、低所得地域では、外来通院費の助成対象年齢を12歳から15歳に引き上げた結果、入院する子供が5%減るなど、助成拡大によって全体的に入院費が減る結果になりました。

た。経済的理由で病院に行けず、慢性的な病気にかかりやすかった子供たちが外来診療を受けやすくなった可能性を指摘。特に、ぜんそくやインフルエンザ、肺炎など、外来治療で入院を減らす結果も出たということなんです。

また、日経ビジネスによりますと、「小児のころの健康状態は将来にわたり学業の成績、将来の健康まで影響することがこれまでの研究で明らかになっている」とあります。これらの記事はネットで見ることができますので、どうぞごらんになってください。

ここまでは一宮町のやり方がよいところを申し上げました。3月議会では、窓口負担をなくして完全無料化にすべきではないかという質問をしました。担当課の方のご答弁では、安易な受診のないようという、何かマニュアルどおりのお答えみたいで、ちょっとおもしろくなかったもので、普通、私たちも体調が悪いと、今はネットで調べたりしますけれども、果たしてそれでもいいのかなという疑問もあるんです。そこで今回は町長に見解を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 渡邊議員のご質問にお答えを申し上げます。

子ども医療費を窓口負担もなくし完全無料化にする考えはないのかとのご質問をいただきました。

医療機関で診療を受けた場合に、窓口で総医療費の2割または3割を支払っていただいております。子ども医療助成制度は、対象となるお子様がその保険診療を受けた場合に、保護者が負担する医療費に対して助成を差し上げるものであります。

町民税所得割が非課税の世帯におきましては、既に窓口での負担はゼロになっております。町民税所得割課税世帯におきましては、千葉県子ども医療費助成事業補助金交付金要綱に基づき、入院及び通院1回当たり300円のご負担をいただいているわけでありまして。なお、調剤に係る費用は無料であります。

一宮町では、所得制限を廃止して、独自に子ども医療費の助成対象を高校3年生まで広げております。ただ、対象児童が増加する中、医療費も年々増加しております。この助成事業は、町民皆様からいただいた貴重な財源で実施しておりますので、引き続き保護者の方からは、些少でございますけれども自己負担をいただきつつ、ゼロ歳から18歳までの息の長い支援を継続してまいりたく存ずる次第であります。今後とも本事業の継続的な運営にご理解、

ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

現在、子ども医療費助成事業の財源に地方消費税交付金が充てられています。それはネットでちゃんとここに出ていますけれども、無料化を実施すればさらに町の税金を使うことになるということなんですよね。でも、この質問は、税金を納めている住民も窓口負担をゼロにする質問なので、納めた税金がご自身のご家族のためにもなることなので、特に悪いことだとは思っておりません。どうしても無理だというのなら、同じ疾患で数回の受診が必要になった場合、1回だけ窓口負担すればあとは無料にすることはできませんでしょうか。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 渡邊議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、子ども医療費助成制度は町民の皆様からいただく貴重な財源で実施している、これは今申し上げたとおりでございます。保護者の方が安心してお子様方の医療を受け続けていただくためにも、また、救急医療の適正な利用をいただくためにも、保護者の方から自己負担をいただいているところであります。

町民税の所得割非課税の皆様におかれましては無料ということで、私ども対応させていただいておりますので、私どもといたしましては、現在のところ、現行の制度を維持させていただきたいと思っております。何とぞご理解をいただきますようお願いを申し上げます次第であります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

町長はよく子供は宝とおっしゃっているから、いい答えが返ってくるかなと思って期待しておりましたけれども。

では、3番の質問に移らせていただきます。

今度は後期高齢者の問題ですけれども、後期高齢者医療制度の長寿・健康増進事業ではり・きゅう・あんまの実施をしてほしいという質問です。

千葉県後期高齢者医療広域連合から出ている「平成28年度千葉県後期高齢者医療の概況」を見ました。その中に長寿・健康増進事業の実施状況がありますけれども、一宮町では人間ドック等助成はしているのですが、その隣の欄のはり・きゅう等、この等というのはあんまとか指圧も入ると思うんですけれども、これはまだやっていないんですね。千葉県内の30の自治体ではやっているんです。一宮町でもできないものでしょうか。

この治療の効果ということでは、医師の治療では痛みがとれなかった人がいたんですけれども、こうしたはり・きゅう・あんまの治療で、会うたびに元気になっておられるんですね、自分の体質に合っているということ。その方というのは3カ所骨折した経験があって、今は車椅子生活で要介護3です。車椅子が揺れたりすると首のあたりが痛いといつもおっしゃっていました。

もちろん、はり・きゅうが体質によって合うのかどうかなんですけれども、ちょっと私、この治療は未経験なものですから、よくわからないところもあるんですけれども、こうした治療で体調がよくなる高齢者が、もしかしたらほかにもおられるんじゃないかなと思って、それでこの質問をさせていただいているんですけれども、一宮町でもはり・きゅう・あんま、指圧とか、そういう治療を補助事業にさせていただけないでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に関し、答弁を求めます。

高師住民課長。

○住民課長（高師一雄君） ただいま渡邊議員の質問のありました後期高齢者医療長寿・健康増進事業、はり・きゅう・あんまの実施についてお答えさせていただきます。

渡邊議員のお話のとおり、平成28年度実績で、県内30の自治体ではり・きゅう等助成を長寿・健康増進事業として実施しております。

現在、郡内で実施している市町村はなく、来年度以降も行う予定はないようです。また、実施市町村に事業内容を確認したところ、高齢者福祉事業として行っており、保険適用外のはり・きゅう・あんまについてのみ回数等に上限を設け、1回1,000円程度の助成をしているとの話でありました。したがって、人間ドック等を含め保険適用できない医療に対し助成を行っているのが各市町村の現状のようです。

現在、一宮町では、保険適用分について、はり・きゅう治療が1カ月に8件程度あり、自己負担1割となっております。しかしながら、保険適用外のはり・きゅう・あんまの件数は把握できておりません。

今後、広域連合の助成の内容や近隣市町村の動向も含めまして、実施の是非につきまして検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

こうした治療は必要ない方も多くおられることと思いますが、それはそれで結構なことなんです、健康なことですから。でも高齢者の中には、自分で歩いて歩行もできないような方もおられるわけです。そうした方々の治療に、気持ちに寄り添うような対応をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で渡邊美枝子君の一般質問を終わります。

開会后1時間強になりますので、ここで15分ほど休憩をとりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時28分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 鵜 沢 一 男 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、5番、鵜沢一男君の一般質問を行います。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 私は2点質問させていただきます。

1点目、学童わんぱくクラブについてを質問します。

町が実施する放課後児童健全育成事業である学童保育わんぱくクラブ、通称学童保育について、事業の充実を図るために改善案を提言させていただきます。

現在、一宮学童保育では、一宮小学校生活科教室、同じくパソコン教室及び分室として民間施設の3カ所で運営がされております。私はこれを集約し1カ所で運営することを求めます。これは児童の安全・安心、また利便性を考慮するものであります。

次に、一宮学童保育及び東浪見学童保育の利用施設は、学童保育所として専用の施設とすることを求めます。これは、学童保育は放課後児童が毎日生活をする場であることから、継続した生活が確保されなければなりません。例えば読みかけの本、着がえの服など、個々の持ち物を保管する場所も必要であるからであります。施設の都合でその都度、児童に不自由な思いをさせてはならないと考えるものであります。

そして、一宮学童保育及び東浪見学童保育の開所場所は、学校施設内を基本とするように求めます。これは、授業終了後、学童保育所までの移動時の安全性の問題、また校庭での屋外遊び、夏休み期間中のプールの利用の利便性を考えたものであります。

以上を踏まえて質問をいたします。

1点目、平日及び夏季休み時の利用状況についてを伺います。あわせて今後の見通しについてを伺います。

2点目、現況施設の状況についてを伺います。

3点目、施設の新設についてを伺います。お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

鎗田教育課長。

○教育課長（鎗田浩司君） 鵜沢議員からの学童保育のご質問についてお答えいたします。

まず、1点目の平日と夏休みの利用状況でございますが、平成29年度の実績による10月の利用者につきましては、一宮学童保育わんぱくクラブ・第1、こちらは一宮小学校北校舎1階の生活科室でございますが37名、第2、一宮小学校北校舎2階のPCラウンジは9人、分室、中村ビルの1階、こちらについては7人、東浪見学童保育わんぱくクラブ、東浪見小学校の1階、生活科室のほうですが、31人ございました。平成29年8月の夏休みの利用者でございますが、一宮学童保育わんぱくクラブ・第1は31人、第2は22人、分室は15人、東浪見学童保育わんぱくクラブは31人ございました。

今後の見通しにつきましては、平成30年1月に募集します申し込みの状況にもよりますが、共働き家庭の増加や核家族化の進行などにより増加の傾向にありますが、少子化の影響による児童数の減少も考えられます。町といたしましては、待機児童を出さないように、今後も

取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の現況施設の状況でございますが、東浪見学童保育わんぱくクラブは面積90㎡、定員が40人、一宮学童保育わんぱくクラブ・第1は面積94.4㎡、定員が50人、第2は面積94.4㎡、定員が50人、分室は面積49.5㎡、定員30人の4カ所を開設しております。全ての施設において国のほうの基準を満たしているところでございます。

また、施設職員の状況でございますが、国の定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準がありまして、各施設に最低でも支援員等を2名配置することが定められています。その基準に沿って、現在、社会福祉協議会に委託をして、支援員7人と補助員8人、計15人の体制で運営のほうが行われております。

今後も適正な運営管理を図っていくためには、支援員等の確保が重要な課題となります。委託先の社会福祉協議会との協力体制と連携を密にして、ハローワーク、防災無線、広報紙など、さまざまな方法により支援員の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の施設の新設でございますが、平成27年度の制度改正により、4年生から6年生の児童も受け入れの対象となったことで増加となりまして、町のほうでは分室を設置して対応しております。また、今年度も利用希望者が増加しましたが、一宮小学校内に施設を増設して対応しておりますので、待機児童のほうは発生しておりません。

本来、理想的には施設のほうは、子供たちにとっても、また学童保育の運営面にとりましても、各小学校に1カ所ずつに集約したほうがよいと考えております。しかしながら、社会全体は少子化傾向にありますので、一宮町においても5年から10年後の児童数の動向を勘案しながら、環境整備については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 再質問させていただきます。

学童保育の目的は、共働きまたはひとり親の小学生の放課後または土曜日、夏休み、春休み、冬休み等の学校が休業時の一日の生活を継続的に保障することを通して、親の仕事と子育ての両立を支援・保障することとなっております。この学童保育の目的を果たすためには、安全で安心な専用の施設を学校内に集約することが最も有効な方法だと私は考えております。

また、現在、町は就学前の児童を対象とした保育所の運営については、こども園の開設な

どにより一定の目的を果たしたと私は考えております。しかし、これは就学前の児童を対象にしたものであり、一宮町の子ども・子育て支援の充実を考えたとき、今後の最大の課題は小学生児童を対象とした学童保育の整備だと考えております。

先ほどの答弁では、施設の新設については今後検討する旨の回答がありましたが、そこで改めて伺います。

施設の開設には2つの考え方があると私は考えております。1つは、今までのように小学校の余裕教室を利用する方法であります。そしてもう一つは、独立した新規の専用施設を新たに建設する方法であります。町はどのようにこのことについて考えているか、お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

鎗田教育課長。

○教育課長（鎗田浩司君） 再質問についてお答えいたします。

受け入れ施設の方法でございますが、町といたしましては、先ほど申し上げましたが、施設はそれぞれの学校に1カ所ずつに集約することが理想であると考えております。場所等の課題や今後の利用者の状況を見きわめながら、現行の学校施設等の活用も含めまして検討してまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 答弁としては十分なものと言えませんので、改めて提言させていただきたいと思います。

そこで、要望をよろしいでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○5番（鵜沢一男君） 学童保育について要望いたします。

1点目として、学童保育の利用時間の延長についてを要望いたします。現在、保育所の利用時間は午後7時までとなっております。これに対し、学童保育の利用時間は午後6時30分まで、これを30分延長して、保育所と同じく午後7時までとすることを要望したいと思っております。これは保護者の就労等に不都合が生じないためのものであります。

2点目、職員の労働条件の改善についてを要望いたします。支援員の確保ができなければ、学童保育そのものの運営に支障を来します。また、支援員の確保は自治体間の闘いであると

私は考えております。賃金も含めた労働条件、労働環境の改善を求めたいと思います。

そして3点目、総合教育会議において、子供たちの放課後等の充実について町の考えを示していただきたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年度に改正されました。その中で、全ての地方公共団体に総合教育会議が設置をされております。これにより、町長が教育行政に果たす役割や責任が明確になっております。町長が公の場で教育政策について議論することが可能になったわけであります。また、町長と教育委員会が協議及び調整することにより、両者が教育行政の方向性を共有して、一致して執行することが可能になっております。つまり、責任ある立場で今後の方向を示していただき、町の教育行政に努めていただきたいと考えます。よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 要望でいいですね。

○5番（鶴沢一男君） はい、終わります。

○議長（吉野繁徳君） わかりました。

では、議員、恐れ入りますが、次の質問をお願いします。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 5番、鶴沢です。

2点目の質問に入ります。2点目は、神門踏切の安全対策についてであります。

上総一ノ宮駅の南側に隣接する神門踏切は、通勤・通学の時間帯に多くの人が歩道のない北側を歩き、通行車両との接触など危険な状態であります。中でも、雨天時に傘を広げた人が同じく歩道のない北側を歩くとき、最も危険な状態となっております。また、さきに町が実施した上総一ノ宮駅東口開設町民アンケート調査の結果においても、多くの町民が同踏切の危険性を指摘しているわけでございます。

役場と市街地を結ぶ幹線道路に位置するこの踏切の安全対策について、次のとおり質問をさせていただきます。

1点目、安全対策等の取り組みについてどうなっているかを伺います。

2点目、踏切の北側にも歩道を設置して、両側に歩道が必要と考えますが、対策についてを伺います。お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） それでは、鵜沢議員の2点目の質問にお答えいたします。

安全対策でございますが、現在、特別なものは行っておらず、小学校の登校時の見守り程度となっております。

踏切の歩道の設置でございますが、この踏切の拡幅問題は、町の都市計画では踏切閉鎖となっていることや、歩道を設置する場合の多額な費用の負担問題から、明確な方針が今まで示されておりましたが、東京2020オリンピック競技大会サーフィン会場に釣ヶ崎海岸が選ばれたことから、現在は千葉県とJRとの間で協議を行っていると聞いております。町といたしましても千葉県と連携して、歩道の設置に向けて都市計画の変更を含め、できる限り協力してまいり所存でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 5番。

再度質問いたします。ただいまの答弁で、千葉県とJRが歩道設置をする方向で協議に入ったという答弁がございましたが、これが事業化される時期について示されているかどうかを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） ただいまの時期についてでございますが、現在、詳細について県とJRで協議中ではありますが、県といたしましてもオリンピック開催までにと意気込みでやっておりますが、明確な方針についてはまだ示されておらないところでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりましたが、議員、何か。

○5番（鵜沢一男君） 終わります。

○議長（吉野繁徳君） 以上で鵜沢一男君の一般質問を終わります。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、9番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

私は2問の質問を行います。

まず、1点目の東京オリンピック開催時の医療体制について伺います。

東京オリンピックサーフィン競技が当町の釣ヶ崎海岸で開催されますが、開催時にさまざまな事故や、選手、役員、観客などの体調不良など発生した場合の医療体制が必要不可欠であります。今からその対策を検討し、関係機関に協力を仰ぐ必要があると思います。

次のことについて伺います。

1つ目として、組織委員会はどのような考えを持っているのか。

2つ目に、医師会への協力依頼及び対応策はどうなっているのか伺います。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） それでは、鵜野澤議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、医療体制の整備は必要不可欠であり、関係機関の協力が必要となります。これらの業務は組織委員会が行うものであり、現在、組織委員会の中で、競技会場内の医療体制、救急搬送する病院の選定、救急車の配備等の検討が進められており、関係する医師会、消防機関等との協議も始まっていると聞いております。町といたしましては、組織委員会、医師会等と連絡調整を行いながら、逐次情報を得てまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 再質問ございますか。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番。

ただいまの答弁で、医療体制業務は組織委員会が行うとのことで、具体的なことはこれからとのことですが、サーフィン会場の一宮町として、当日に最大規模の災害があった場合に、その避難体制、また医療体制をどうするか、町独自で対応策を考える必要があると思います。町と組織委員会とで万全を期すことだと思います。

先月新聞報道がありました。いすみ市役所において、10名のスタッフでオリンピック課を設置したということが報道されました。一宮町は開催地であります。現在の一宮町のスタッフでは対応ができないかと思えます。それで一つの例ですが、企画課と一緒に対応したらと私は思います。これは要望としてお願いしたいと思えます。

以上で1問目の質問は終わります。

続いて2問目に入ります。2問目は介護保険料及び介護報酬について伺います。

1点目の質問ですが、介護保険料について、当町に特別養護老人ホームが新設されます。現在、予定される入所者人数、介護士人数について伺います。また、この特養が新設されることにより、介護保険料の改定が町として行われるのか伺います。

2点目の質問ですが、介護報酬について伺います。

平成28年度特養の収支状況は、全国で33.8%が赤字施設となっているそうです。当町の特養は平成27年度までは赤字でしたが、平成28年度は何とか赤字を免れたそうです。今後は、介護報酬の増がなければ、サービスの質の向上はもとより、従事者への処遇改善も継続できず、地域が崩壊しかねないと言っております。

そこで町長に伺います。今回、保育士の報酬が上がりますが、介護報酬のアップを国に依頼してもらいたいと私は思いますが、町長の考え、見解を伺います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、鶴野澤議員からの2点のうちの1点の介護保険料の関係についてお答えをいたします。

第6期介護保険事業計画で整備している新設の……

○議長（吉野繁徳君） 課長、ちょっと待って。

傍聴者、すみませんが私語を慎んでもらえますか、マイクに拾っていますので。

課長、進めてください。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） 第6期介護保険事業計画で整備している新設の特別養護老人ホームですが、個室が30床、多床室が30床、合わせて60床を現在整備中であり、10月より入居申し込みの受け付けも開始されています。

また、介護従事者については、国の配置基準で、入居者3名に対し1名の比率で配置することが指定基準となっており、現在整備中の特別養護老人ホーム一宮喜楽園については、入居受け入れ数が60名ですので、20名が基準の人員となっております。社会福祉法人の豊友会では9月と11月に採用の面接等を実施し、11月末現在では、国の基準は20名ですけれども、それ以上の職員の内定をしたというふうに報告を受けております。今現在、開設に向けて準

備をしております。

また、特養新設による介護保険料の改定でございますが、先ほど渡邊議員の一般質問でもお答えしたとおり、介護保険料は、市町村の介護保険事業計画の3年間を単位とした計画期間ごとに、介護保険事業計画に定めるサービス費用見込み額等に基づき決定をしております。

29年度は第7期の事業計画の策定年度であり、平成30年度から32年度の3年間の介護保険料基準額を決定していきます。その中で、年々増加する高齢化や、現在特養への入居待機者等が新設される特養への入居などを見据え、介護保険料を試算しております。少しでも皆様のご負担がふえないよう検討しながら、3月議会では平成30年度から32年度までの介護保険料基準額をお示しし、介護保険条例改正案をご提案してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜野澤議員の2つ目の介護報酬引き上げ問題についての町長の見解というご質問にお答えを申し上げます。

介護報酬の改定につきましては、介護保険制度における計画期間に合わせて3年に1回のペースで行われております。平成26年度には、消費税率引き上げに伴って改定が行われたわけでございます。また、平成27年度には、団塊の世代が75歳になる平成37年に向けた地域包括ケアシステムを構築するという目的によって改定を行い、賃金、物価の状況、介護事業者の経営状況などを踏まえまして、このときの改定率はマイナス2.27%となりました。介護事業所は大変厳しい経営状況だと推察されます。

昨今、人材不足と言われ、施設でも職員の確保が厳しい中、高齢化社会での増大する介護ニーズへの対応、質の高い介護サービスを確保するという観点から、介護職員の安定的な確保を図るとともに、資質向上への取り組みを推進し、その観点から、平成29年度には介護職員処遇改善加算の改定が行われたわけであります。

また、先月の15日には、全国老人保健施設協会などの関係団体から、首相、財務大臣、厚生労働大臣に対し介護報酬の引き上げの要望書を提出しております。それを受けまして、厚生労働大臣は、消費税財源を含めた介護報酬改定に前向きな発言をなさったと伺っております。

そして、最新のニュースでございますけれども、12月5日付の読売新聞第1面トップの記事でございます。介護士月8万円賃上げということで政府案が報道されております。介護士については、勤続10年以上を条件に、2019年10月から月平均8万円相当の処遇改善を行うと

いう案を、新しい経済政策パッケージということで、政府が今、閣議決定に向けて進んでいるということでもあります。

こうした状況の中で、介護報酬の改善は全体として図られていくことになろうかと思えます。私ども引き続いて介護サービスの質の向上、従事者の処遇改善という観点から、国や県の負担をふやすということで要望を行ってまいりたいと考える次第であります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 最初に、介護保険料の答弁であります。この介護保険料については、新設される特養施設ができるため、入居待機者が入居できるので、私は多少の介護保険料というのは改正はやむを得ないかなと思えます。

また、介護報酬については、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、政府・与党による介護報酬の臨時改定、これは2017年ということで今年度の改定ということで、介護職の給与を月平均1.14%引き上げるということで発表がありました。先ほどの町長の月額8万円ということは、これは2019年10月から月額8万円の賃上げということの答弁だと思います。

今後も団塊世代の方が後期高齢者を迎えると、さらなる介護保険料及び介護報酬も改正されると思えます。町財政も財政難を迎えると思えますので、今後、町財政対策を見直すとともに、この介護報酬、保険料をさらなる、私たち団塊世代の年代に入りますと大変なことになるかなというふうに思えますので、これは私の要望としてこの質問については終わります。

以上で終わります。

○議長（吉野繁徳君） 以上で鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、7番、藤乗一由君の一般質問を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

それでは、私も3点質問がございまして、1点ずつ区切らせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

では、1点目の町の小中学校の教育とその環境の充実、今後の教育長の役割について問うという点ですが、町田教育長におかれましては間もなく在職8年目迎えるというところで、

学校教育、社会教育の場面でさまざまな役目を果たしていただいていたところでございますが、今なお学校教育の分野でもさまざまに問題が絶えません。学力、学校内外での児童生徒の状況、またそれを取り巻く教育環境、その他に関しまして町民の皆様からもさまざまにご意見、ご批判、ご要望など、こういったものがあることは、教育課の皆様、教育長におかれましてもお聞き及びかと推察いたします。

そこで、以下の点につきまして、町田教育長、馬淵町長にあわせてお伺いいたします。

①現状の小中学校の状況の中で、学力あるいは児童生徒個々の問題や教育環境など各場面に関して、今後取り組むべき主要な問題点、課題、こういったものには具体的などのような事柄があるというふうに認識しているのでしょうか。

また②としまして、いじめ問題、学力向上対策などを初めとして、1点目に挙げましたことについてご提示いただいた問題点、これの多くは、恐らくこれまでもずっと引き続いて課題として継続されてきたものというふうに思われます。そこで、これまで具体的にそれに対してどのような対応、対策、これに取り組んできたのか、そしてそれに対する効果、成果は見られるのか、解決されてきたのかという点についてお伺いします。

③としまして、現状で課題とされている問題は大変多いと思われます。ただいま①、②で挙げたようなことかと思えますけれども、これに関しまして、教育長ご自身といたしまして、また町の立場として、今後どのような対応、対策のために、どのような事業その他を計画しているのかということ、これは教育長、あわせて町長にお伺いしたいと思えます。

④としまして、馬淵町長におかれましても、就任に当たりましてアクティブラーニング、こういったものの手法による教育内容の改善ということ強く訴えておられました。学校教育の現場の改善について、そうしたものを利用した、あるいはほかの手法による改善の考え方があるかと存じます。そこで、今後、教育長の次期に当たりまして、まだ時間が大分あるとは思いますが、引き継ぎも視野に入れた上で、教育長にどのような対応、対策に取り組んでいただきたいか、つまり現状で何をどう進めてほしいかという点と次期教育長をとという場面が来た場合にはどんな役目を、具体的にどんなふうにしてほしいと思っているのかという点についてお伺いします。

これは、これまで挙げたような問題点、対策、これがずっと続けてこられた事業だとは思いますが、有効な効果を得られていないという部分が、そういうものもあると思えます。それに対して、これから時間をかけて、どういうふうやっていったらいいのかということを考えていただきたい。対策として取り組んで、すぐ次の段階で解決に向けて、あるい

は飛躍していただけるような教育に取り組んでいただきたいという気持ちがありますので、その点を含めてお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 町の小中学校の教育とその環境の充実についてということでございます。質問の1点目、2点目、また3点目ということでございますが、私としては3点目の対応、対策まで含めましてお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、現在、学校を取り巻く問題は山積しているのが状況でございます。特に、新しい学習指導要領が公示されたことによりまして、小学校では平成30年度から先行実施が可能になってまいります。今回の改訂では、英語や道徳の教科化、それからプログラミング学習の導入など新たな取り組みが必要になってまいります。

一宮町の小中学校では、これまでも基礎基本の定着、これが第一でございます。個に応じた指導、読書活動の推進など学力の向上に努めてまいっているところでございます。これは「ちばっ子チャレンジ100」あるいは「学びの突破口」というような県の教育庁指導課が作成したものを活用して、国語・算数のドリルタイム、県教育委員会派遣の学習サポーター、これは一宮中学校と東浪見小学校に配置してございます。それから、町支援員による個に応じた指導、小中学校におけるサタデースクール、これは第2・第4週の土曜日に実施しているところでございますが、このような積極的に取り組みを進めてまいりました結果、学力状況調査、これは文科省が行っているものでございますが、これでは知識を問う問題では、少しずつではございますが、その成果があらわれてきているところでございます。しかしながら、活用を問う問題、筆記とかそういうような活用を問う問題では、まだまだ十分な成果が上がっていないというふうに認識しているところでございます。

今後は、主体的・対話的で深い学びの視点から、アクティブラーニングの手法を取り入れた授業改善を図っていく所存でございます。あわせて、今までやっておりました読書活動や読み聞かせ活動を推進するなど、言語活動を通じてコミュニケーション能力の育成に努めてまいります。生徒指導面においても、学習規律を見直すということ、そして、児童生徒に自己決定の場を設けることで、自己存在感を得られるように努めているところでございます。

また、児童生徒との共感的な関係づくり、教師と児童ですね。共感的な関係づくりを進めるために、児童生徒理解が必要になっております。日ごろの観察記録のほかに、保護者や地

域と情報を共有するため、学校開放や外部講師、学校支援ボランティアの活用など、地域との交流を積極的に進めているところでございます。

いじめに関しても、校内に指導委員会やいじめ対策委員会を設けておまして、アンケートや教育相談を定期的に行い、そしてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなど外部機関と連携して、組織的に対応できるように進めてまいっております。その結果、いじめに関する認知件数がふえております。そして、早期の対応が可能になってまいりました。今後は、千葉県で策定しております千葉県いじめ防止基本方針の趣旨を取り入れ、SNSへの対応等についても取り組みを進めてまいります。

そして、特別支援教育についてでございますが、これは支援員を町で雇用いただいております。きめ細かな指導を行うとともに、県の特別支援アドバイザーや特別支援学校と連携し、個に応じた指導・支援を行っております。インクルーシブ教育を進めるため、町では教育支援委員会を設置し、個々の事例に対しさまざまな機関から支援できるような体制を整えているところでございます。

そのほかでございますが、社会問題化している教職員の働き方改革についても、出退勤時間を把握し、夏季お盆期間の学校閉庁など勤務のあり方を現在見直して、職員が児童生徒の指導に専念できるように、学校運営の体制を充実させてまいりたいというふうに思っているところでございます。

教育にはゴールがございません。全ての子供たちのためにその教育を目指し、今後とも地道な取り組みを重ねることで、一宮町の教育が前進するものというふうに考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員のご質問、③、④、現状での課題について、町の立場としての今後の対応、対策について、どのように町長の立場で考えるかというご質問、まず③のご質問にお答えを申し上げます。

ただいま教育長のほうから、詳細に現状と対策についてお答えを差し上げたとおりでございます。私の考えといたしましては、教育長がお答えいただいたその内容と変わるものではないでございます。

さて④、教育長にどういった対応、対策を期待するかということでございます。

具体的にはさまざまなことを、また一つ一つの局面で、ご一緒に策定してまいる必要があると考えますが、総論的に私のほうから、教育長にぜひとも期待を申し上げたい観点を整理

してお答えさしあげたく存じます。

私が教育長に望むことといたしましては、まず、全ての子供さんが静穏な環境のもとで勉学に集中できるような環境を整えていただく、これが第一に私がお願いしたいこととございます。そして、一人一人の主体的な学びを重視し、生涯の業としての職業と結びつけていける教育を展開するというのが第2の希望であります。

また、少し具体的に申し上げますと、地域社会と学校のつながりを強化して、一般社会と学校を地続きとしながら地域的な特色をその中で打ち出していくこと、これを第3に期待したいと思っております。また、今後のさらなる国際化の進展の中で、一宮に育ったお子様方が十分に将来、社会の先頭に立って活躍していけるように、外国語の教育を充実させていきたいということが第4に希望としてございます。

こうしたことを通じまして、かつて一宮町が加納久宜町長執政のもと、全国模範町村と言われたことがあると承っております。一宮町の教育が幾つかの特徴によって、日本全体の中でも先進的な特色を有するものとして、内外ともに認識されるような普遍性を備えたものになっていくこと、それを期待している次第であります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

教育長のほうからは、学力の向上対策、それから生徒指導、育成、心のケアについて、さらに特別支援教育の場面あるいは教職員の働く環境整備、これらについて、大きく4つの局面について、事業、取り組みについて具体的に挙げていただきました。いつもよりも大変詳しく説明していただきましたので、よかったなというふうには思っております。

しかしながら、少々心配な面もございます。例えば、片仮名の言葉の事業がたくさんありますのでわかりにくいんですけども、一番取りつきやすいところで学力向上対策、これに関してですけども、ドリルタイムとか学習サポーター、サタデースクールといった取り組み例を挙げていただきましたが、これらはそれぞれ子供たちのスキルトレーニングだったり、学習内容のつまずきを取り戻す、こういう目的であったりするわけです。

けれども、さらに具体的にサタデースクールとかという場合には、これは課外講座をすることで、子供たちのつまずきや復習、トレーニングをすることですけども、一番心配な面は、学校での指導方針や教え方と統一性があるのかということなんですね。こうい

った統一性を図らなくては、場合によっては効果が得られないというばかりでなく、マイナスに作用するという場合もあり得ます。つまり教え方が、担任の先生に教えてもらう、あるいは教科の先生に教えてもらった教え方と違って、何だか混乱してしまうというケースもあり得るということです。

有名な杉並区のと田中学、通称ドテラ、土曜寺子屋を十数年も継続しておりますが、当初の段階から指導スタッフの研究会、こういったようなものを行い、意思の統一、技術的な指導内容、指導方針、こういったものの統一を図って、そうした問題点の回避をされておるようです。さまざまな事業は行われるようではすけれども、こういった部分についてただ実施するだけではなくて、中身について問題点がないかどうかというところをきちんと検証しながら進めていただきたいなというふうに思います。特に学生さんですとか、高校生もスタッフとして手伝うというのは、大変ほほえましいんですけれども、それであればなおさら、学生さんの場合にはそうした技術・経験もございませんので、そういった部分が余計に心配になる部分がございます。

また、馬淵町長からも方針について大きく4つ挙げていただきました。ですけれども、大変残念なんですけれども、余りに漠然としているので、実際のところ何をすることを進めたいのか、進めてもらいたいのかというのがよくわかりません。

勉強に集中できる環境づくりとか職業と結びつける教育、地域的特色を持ってとか、外国語教育の充実というのは、これまでも継続して行われてきたはずですし、取り組んできたものです。じゃ、やっていなかったのかというようなふうにも聞こえなくもないわけですから、具体的にどんなふうに取り組んでいくのかというところがお聞きしたかったんです。

義務教育の場面でそういうふうに具体的に何に取り組んでもらいたい。地域社会と学校とのつながりは、今までにも学校の中にいろんな方が入ってきたりということであったはずで、そういった具体的でない、今までどおりと同じでしたということになりまして、うたい文句だけで終わってしまう可能性があります。

例えば外国語教育ということで、英語だとかの授業をふやすとか、あるいはそれを支援する人をふやすという考え方もあるかもしれませんが、全く違う観点で、例えば欧米を母国とするような人たちが、今はやりのインバウンドとかということで、観光により多く訪れていただく。あるいは移住・定住促進という面で一宮に移住していただくというようなことで、そういう方たちと多く交流を持てるような機会を時間をかけて持っていくというようなやり方もあるかもしれません。でもそのためには、そういった方たちが一宮を魅力あるものとい

うふうに捉えるような環境づくりをしなければならないと思いますので、そういったやり方もあるかと思えます。こうした取り組み、具体的にという場合には、問題点がどういうことなのかというのを、はっきり具体的な部分を検証していかなければいけないというふうに思っています。

それで、根本的にどういうところを直していかなければいけないかというのがあって、初めて具体的な対策案が出てくるはずですから、こういった点について具体的なものを教育長、町長には示していただきたい。そして取り組んでいただきたいというふうに考えておるんですけれども、こうした点につきまして町長としてお考えをお伺いしたいんですけれども。

○議長（吉野繁徳君） 答弁。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再質問にお答えをいたします。

私が申し上げたのは、これは一つの方向性であります。今おっしゃっていただいた一つの案でございますけれども、私が考えていることは実はたくさん個別にはございます。例えば、今おっしゃっていただいたことに近いことといたしましては、一宮町に大勢の外国の方がお住まいでいらっしゃいます。こういった方々で一宮町にサポーターとして協力していただく、そういったサポーター制度みたいなものをつくってみて、そして、そういう方々、外国人の観点から、一宮町はどういうふうにしたらもっとよくなるか、そういったアイデアなどもいただきながら、また、例えば中学の生徒さんあるいは高校の生徒さん方と交流をしてもらって、さまざまな文化的な相互理解を深めるということをしてもいいかなということ個人的には考えております。

また、学校への地域の皆さんの、学校と地域との地続き化ということでも、これは既にそうした協議を進めているわけでございますけれども、民生委員の方々に学校の中へお越しいただいて、実際に学校の中で生徒さん方を見守っていただくと、そういったことも考えております。

個々にはたくさんございますけれども、一つ一つこういったことを考えておりますというのは、また個々に、実際実施するときに皆様に、こういう目的でこういうことを行ってまいりたいと考えますということでお諮りをさせていただければというふうに思う次第であります。そこで大きな柱として、方向性として私は申し上げた次第であります。

教育長からのお答えの中に、その具体的なさまざまな手だて、もちろん今、藤乗議員からおっしゃっていただいたような、さらに一層の楼を登るべき観点というのもあろうかと思

ますけれども、応分の努力をこれまでも積み重ねてきたということでありまして、これをさらにいいものにしていく努力をしたいと、そういうことで、先ほど申し上げたようなことを実現していきたいというふうに考えている次第であります。個別にはまた一つ一つご相談をさせていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 町長のお話、いろんな考えがあるということですが、具体的に示していただいて、それに対する意見というのもさまざまに出てくるかと思えますし、改善案というのも出てくるかと思えますので、そうしたことを余りとおくことなく、どんどん公開していただくほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それでは、続きまして2点目は、町財政にもかかわる点ですので、人件費に関することについて伺います。一宮町の人件費、それと業務の効率化、これについて伺います。

一宮町の財政状況について確認しますと、数字の上で追ってみた中では比較的安定しているというふうにされています。しかしながら、内容を個別に見ていきますと、一般会計の5分の1以上を人件費が占めております。これは今後の町財政の運営上の足かせとなる可能性も考えられます。

平成27年度、ちょっと前なんですけれども、2年前ですが、財政のデータから千葉県内の17町村、これと比較いたしました。人件費率という形で出しますと高いほうの部類に属します。人口規模の小さい自治体、これは分母が小さいので、どうしても業務効率が悪くなる傾向があります。これはやむを得ないところだと思いますが、そうした点、あるいは特殊な条件として専門の職員、消防ですとかというような職員を置くというような町、これらを除くと下から2番目というふうになるかというふうに、私が見た限りではそういうふうに見えました。

つまり県内町村、ほかと比較しますと非常に効率が悪いナンバー2という形になってしまっていますが、役場の業務そのものの中身、職員の皆さんが頑張っていらっしゃるんですけれども、これを見ますと、例えばその前の県道の花壇の草取り、これは何年も前から相変わらず職員によって行われております。トライアスロン大会の事務的業務、それから当日の運営の支援、こういったこともありますし、イベントその他も含めましていろんな場面で職員が出張ってというのがあります。

県道の花壇に関しましては、設置そのものときから、私あるいは二、三の議員の皆さんからも、よろしくないのではないかという意見で反対した経緯もございますが、特にトライアスロン大会などは、営利目的の民間事業者の業務の肩がわりを、ある面、役場職員が行っているというような実情でもあるわけですから、少々考え直すべきではないかと。効果そのものをはっきりとさせていただかなければいけないのではないかというふうに思います。そうした点を含めまして、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 質問全体から見ますと、職員が無駄なことばかりやっていて人件費が高いんじゃないかというご指摘だと思います。

最初に私のほうから、前段の数字の部分についてご説明いたします。平成27年度決算における人件費についてでございます。歳出の5分の1を人件費が占めているという点についてですが、歳出総額が47億円で人件費総額が9億9,000万円、率にしますと21%ですので、確かに5分の1という数字になります。この数値は、一般職を含めまして、たくさんいる臨時職員ですとか議員の皆さんの人件費も入った数値でございます。一般職員だけの人件費につきましては5億9,000万円ということで12.4%ですので、8分の1という数字になります。

県内17町村のうち、人件費の割合が高く、下から2番目に効率が悪いというご指摘ですが、この数値は、それぞれの自治体のその年の予算の組み方によって率が大きく変化してきますので、効率がいいのか悪いのかという判断できる材料にはなっておりません。したがって、議員の指摘には当たらないと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 現在の一宮町の職員の業務内容に不適切な部分があるのではないかと、無駄が多いのではないかとご指摘でございますけれども、そして不要なものは廃止あるいは外注などによって改善して、業務と人員の効率化を図るべきであるというお考えかと存じます。それについての私のお答えを差し上げたく存じます。

慣習的に職員が実施している業務、これで不要なものを廃止あるいは外注などによって改善していく、そして効率化を図るべきだということ、これはそのとおりであります。最少の経費で最大の効果が得られるように取り組んでいく、私どももその考えで取り組んでいくつ

もりでございます。

ご承知のとおり、私ども一宮町は、観光振興などを目的としたイベントを多く催しております。その中で、職員にはいずれも週休日の振りかえでこれをお願いしている次第であります。トライアスロンについて例をいただきましたが、現在、特に職員の負担となるような事務にはしておりません。産業観光課の諸君に担当していただいているということでもあります。前日、当日に大会にかかわった職員は全て本人の意思によるもので、行政的な回路による強制はございません。

草刈りにつきまして、環境面の整備につきましては、どうしようもない部分を職員の諸君をお願いしているところがあります。本当は全部委託をして、またボランティアの方にもお願いできるとよろしいのでありますけれども、どうしても手が回らないという場合、やむを得ないということで、職員のほうから草を刈るということもございます。県道の草につきましては、私が就任した後、業務時間内に草を抜くということ是不適切であるということで、やめるように指示をいたしました。

しかし、それにかわってやっていただける方が、個別にはやってくくださる方がいらっしゃるのですが、大変ありがたく存じておりますけれども、全体としてはこれを全てカバーしていただくだけのお力をおかりできていないと。そこで、一部の場所には草が繁茂してしまっているというのが現状であります。町民の皆様から見ると、こうしたところで草を取っているというのは、本来やるべきことをやっていないんじゃないかというご不信もいただきますので、現在は町職員による草取りはいたしていないということでもあります。

ご指摘いただきましたことにつきましては、さらにこれからも、おっしゃることは全くそのとおりであると思っておりますので、真摯に受けとめて、有効な方法を模索していきたいと考える次第であります。ありがとうございました。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 数字については、総務課長のほうで大変丁寧にお調べいただき、ご説明いただきましてありがとうございました。しかしながら、私としましては、本当のところは順位が問題というわけではなくて、仕事の中身、その本来の部分が問題なわけです。

ご説明いただきましたように、歳出の5分の1である人件費についても、その1割、約1億円、あるいはそれを超える金額ですが、これは議会費です。議会費の96%は人件費で、し

かもそのほとんどが議員の経費ということになりますので、これを町全体の財政的な出費のスリム化をするという考え方になりますと、議会自体もみずから身を切る覚悟をすべきということになるかと、そういう点もあわせて考えなければいけないということにもなるわけです。

一般企業であれば、課長は部長に当たるような立場でしょうか。役場は、いってみれば社員を120名以上も抱える、町でも最大の企業ということにもなります。これが昼日中、草取りをしていたなら、随分暇な会社だねという話になって、でなければよっぽどもうけているのかねということにもなりかねません。

そういうこともお感じだと思いますので、できるだけやめるようにというご指示だとは思いますが、とはいいいながらも、その割には継続もされておりまして、その割には残業も時間外勤務もあって、しかもその代休の消化率は決してよくないという状況がございます。これは大分以前の私の質問にもあったので、職員の皆さんはご存じかと思いますが、この状態は非常に矛盾した状態ですね。むしろそれであれば、草取りをするよりも、各種の事業についてどうしていったらいいかという計画づくりとかしていただいたほうがいいのではないかということになります。

かつて一宮町では、職員の数が150名近くになったこともあります。その時点では、専門職というか、技能職の方も大変多かったというのがありますし、町が外部に外注する委託事業というのは余りなかったわけですね。その150名近くというところから職員の数はずっと減ったんですけども、ここ10年ばかりの間に業者への委託事業がどんどんふえてきました。技能職の職員の方も減ったわけですけども、それにもかかわらず職員の数はふえているんですね。委託がふえて職員もふえている。

その割に、職員の皆さんも忙しい忙しいと、仕事が終わらないという話もお聞きしているわけで、今申し上げたように、残業がある割には、あるいは休日出勤とかというような形になっても、代休が消化し切れないというような現状があると。この点については町長も把握していらっしゃるんだろうなとは思いますが、こんな状況であるにもかかわらず改善されないというところが、仕事の効率という意味でどこか大きく問題があるのではないかというふうに考えます。

かつては、非常に多くのプロジェクトチームというのができまして、無駄な会議がたくさんされていたということもお聞きしていますが、それがなくなった現在ですので、もっとより効率よく快適に仕事ができる環境をつくって、でも町民へのサービスも向上させる、そう

いう仕事にさせていただかないとぐあいが悪いのではないかと思います。

ですから、草取りよりも、むしろ創造的な仕事、計画づくりであったり、そのための調査・研究であったりというようなことをもっとしっかりしていただいて、あるいはイベントの場合には、どんな効果があるのかということをごちゃんと調べていただいて、どういうふうにご改善していったら役に立つのかということをご取り組んでいただきたいと思います。これについては以前から私も、ほかの質問のときにも折に触れて申し上げてきた次第ですけれども、その点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 一つ、私がこの問題について申し上げたいことは、国・県からの権限移譲という名目のもとでのたくさんの業務の町村への移行ということがございます。

パソコンというものが導入されて、大変便利になってきているんですけれども、例えば、ある文書をつくるのに原稿用紙に書いておきますと、これを一遍仕上げるのに半日から1日かかるかもしれません。現在、パソコンで仕上げますと2時間ぐらいで終わるかもしれません。しかしその後、2時間で終わって、1日の残りを例えば違う仕事をして、悠然としていることができれば、さまざまなこともあり得ると思います。また人員も減らすことができます。ところが、その2時間で終わった文書作成の後、すぐ次に仕事が入ってきます。それは、これまでであれば1日後に入ってくる仕事が入ります。この仕事は、先ほど申し上げた権限移譲ということで、累加の一途をたどっております。

そうした中で、人員削減が確かに行われたんですけれども、私が今、責任者として庁舎内で見ているところ、職員諸君の士気は大変高いと私は感じています。その中できちんと仕事をしてくださっていますけれども、ここまでいっぱいというふうに感じています。これは業務そのものを減らすことが、私ども自身で選択して行うことはできないレベルまでたくさん、今抱えているというふうには私は主観的に感じています。

こういったことについては、なかなか客観的な指標がないものですから判断が難しいんですけれども、一般的には、今、藤乗議員のおっしゃっていただいたように、より負担を軽くして、それを創造的な仕事に振り向けると、また住民サービスの向上に振り向けるということで努力をしておりますけれども、かなり便利になって効率化が進んでいるんですけれども、その分、補うどころかそれをまた追いつくぐらいの業務の増加があるということをご理解いただければというふうには感ずる次第であります。しかし、おっしゃっていただいたことは大事な点として引き受けさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

そのようなご説明でしたが、なおかつ無駄な部分というの也有不少いあるのではないかと私は感じておりますので、そうしたところをきちんと調べて対応していただく必要があるかと思えます。

では、3点目の町の公共施設の整備と今後の町予算の見通しについてお伺いします。

④までございますが、①今後の10年程度のうちに改築ないしは大規模改修を想定している公共建築物についてどのくらいあるのか、現状でどのような工事を想定しているのかと、財政面についてもお伺いしたいと思います。これは前回の質問でも一部お聞きした部分でもございます。

②としまして、その中で特に一宮中学校の普通教室棟の改修、これには約3億6,000万円と推定されているというふうにお聞きしましたが、この工事によって校舎の寿命延長の想定期間ですとか、今後の学校施設の利用のあり方などの検討がされた上での想定額なのかということについてお伺いします。

③として、同様な意味合いで中央公民館、GSSセンターなどについても、その想定額等についてお伺いしたいと思います。

④としまして、一宮町公共施設等総合管理計画作成に当たりまして、これら公共施設の中長期的な利用のあり方についての計画づくり、検討をなぜ進めないのか。そして、それに対する住民の意見収集なども早いうちから行えるはずですので、これをなぜ行わないのか。本来、計画の作成と同時進行で可能な部分もあったと思うわけですから、その点について町長の考えをお伺いしたいと思います。

なお、中学校の教室あるいは公民館、GSSセンター、こういった部分につきましては教育課のほうでご担当で、直近の事業となることも考えられますので、①の回答と内容的にかぶる部分もあるかもしれませんから、②、③のほうから先に、教育長のほうからご説明いただきたいと思えます。お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） それでは、まず一宮中学校の校舎の点、そして中央公民館、GSS

センターについてのご質問について、先に答弁をさせていただきます。

我が国の学校施設、これは第2次ベビーブーム世代の増加に伴いまして、昭和40年後半から50年代にかけて多く建築をされました。それが今、一斉に更新時期を迎えるということになります。老朽化した施設は建てかえが必要となりますが、昨今の厳しい財政状況のもとではこれは容易なことではございません。しかしながら、老朽化対策のおくれによりまして、子供たちの日常的な安全が脅かされることはあってはならないというふうに思います。

そのため、文科省では、老朽化対策が迅速かつ着実に実施され、子供たちに安全で機能的な教育環境が確保されるよう、今ある建物を生かし、コストを抑えながら、建てかえと同様の教育環境が確保できる長寿命化改修に重点を置き、平成27年4月に学校施設の長寿命化計画策定に係る手引、これを作成しております。

学校施設は、未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び生活をする場であるとともに、住民の皆様にとりましては、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場でもございます。また、災害時には避難所としての役割を果たす非常に重要な施設でございます。

今回の質問の中で、中学校改修に約3億6,000万と推定しているところでございますが、これは経年により発生する建物の損耗、機能低下に対する復旧措置や教育環境の改善を図り、建物の耐久性の確保を図ることが目的の、よく言います大規模改修というものに当たります。つまり原状復帰のような考え方でございます。

現在、文科省が進めている長寿命化改修は、単に建設当初の状態に戻すのではなく、施設の機能や性能を向上させるための整備をあわせて行うことにより、安全・安心な環境の確保はもとより、近年の学習内容、学習形態の多様化への対応、そしてバリアフリー化、防災機能の強化など、時代のニーズに対応した施設に再生することができるというようなものでございます。この長寿命化改修をした場合に約9億円、建てかえをした場合に約14億円と推定しているところでございます。今後どの方法が最適であるか、これは企画財政部門、また学校関係機関とも協議を十分に重ね、計画を立ててまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、生涯学習の中心的活动拠点となっております中央公民館でございますが、これは施設の老朽化とともに大規模改修の場合2億3,000万、同規模の新設の場合には5億9,000万と推定しております。今後、施設の規模や場所、その他施設改修、新設、代替等などのさまざまなあり方を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、GSSセンターにつきましては、現在のところで昭和61年度建設以来30年が経過し

ておりますが、現在のGSSセンターの床の損傷が激しいために、今、アリーナ床の改修工事を行っているところでございます。そして、今後の想定される改修工事としては屋根の改修が想定されております。計画的な維持修繕により機能を確保しながら、施設の延命化を図って管理運営を考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 今後10年程度のうちに改築ないし大規模改修を想定している公共建物が幾つあるのか、現状でどのような工事を想定しているのか、財政面でどのようになると考えているのかという質問に対しまして答弁いたします。

9月議会で答弁いたしました。当町では、国からの要請によりまして、公共施設等総合管理計画を平成27年度、平成28年度で策定いたしました。この計画の中で、今後10年程度のうちに改築ないし大規模改修を想定している公共建築物といたしましては、一宮中学校の普通教室棟南側校舎が2021年度、中央公民館が2023年度に法定耐用年数に達することから、何らかの対策を講じる必要があります。

文部科学省発行の学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書に基づきまして、仮に一宮中学校校舎を大規模改造事業として3億6,000万円で改修した場合の財政負担は、対象事業費の3分の1が国からの補助、補助残の75%が起債借り入れ、このうち30%が交付税措置されます。また、施設の機能や性能を向上する整備を行った場合の長寿命化改良事業を活用した場合では、先ほど9億円と出ていましたが、対象事業費の3分の1が国からの補助、補助残の90%が起債借り入れ、このうち40%が交付税措置されるものでございます。

次に、公民館を2億3,000万円で大規模改修した場合は、補助金等はありませんので、1億7,250万円を起債対応、さらに5億9,000万円で新築した場合は4億4,250万円が起債対応となり、残りの1億4,750万円につきましては、自主財源もしくは基金の取り崩しという形になります。このことから、実質公債費比率は一気に増加傾向となり、将来負担額の増加、また基金残高の減少により、財政の硬直化が進むものと見込まれます。

しかし、こうした厳しい財政状況の中でも、事業実施が必要不可欠である公共施設整備につきましては、今後、長期的な視点で、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化について、財政負担の軽減、平準化を目指し、適切に対応する必要があると考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の3つ目のご質問の第4番目、公共建築物等の施設整備基本計画作成に当たって、公共施設の中長期的利用のあり方についての計画づくり、検討をなぜ進めてこないのか、住民の意見収集などもなぜ行わないのか、計画書の作成と同時進行でこれらの作業が可能であったはずだということで、町長の考えはいかんということでご質問をいただきました。お答えを申し上げます。

当町では、これまで町民サービスの向上に資するために公共施設等の整備を進めてまいったわけでございます。しかし近年、少子高齢化の進行による人口減少とそれに伴う公共施設等の利用需要の変化が予想されております。また、公共施設等は老朽化が顕著となる施設が増加しており、今後も施設の改修や更新、長寿命化を進めていく必要があります。

公共施設等につきまして、平成23年4月策定の一宮町総合計画に基づき管理運営を進めてまいりました。平成29年3月に策定しました一宮町公共施設等総合管理計画は、一宮町総合計画を踏まえて、さらに長期的な視点から公共施設等の管理運営方針を定めたものであります。計画期間は平成29年度から平成68年度までの40年間としてあります。今後の上位計画などの見直しや社会情勢の変化など、状況に応じて適宜修正も必要となります。

しかし、当町における公共施設等を取り巻く環境や将来にわたる課題など、客観的に整理して、総合的かつ計画的な管理を進めていくということを目的として策定をいたしましたものであります。

ご質問いただきました計画書の作成と同時進行で、先ほどのような作業も可能であったはずということでございますけれども、私どものつくりました一宮町公共施設等総合管理計画は、全町の公共施設を個別に計画したものではなくて、各施設の建築年度、延べ床面積などから、町内に存在する施設を各部門分けして、グラフ等で目に見えて一目瞭然でわかるようにしたというものであります。この計画をベースとしながら、さらに、特に建築年数が経過した建物あるいはインフラについて、個別の計画が必要であります。そうしたことから、同時に先ほどおっしゃっていただいたようなプランを進めていくのは難しいと考えている次第であります。

これら公共施設の中長期的な計画づくりににつきましては、この一宮町公共施設等総合管理計画を生かしながら、職員意識の醸成や町民の皆様との情報共有を含めて、今後の公共施設に求められる規模、役割、機能の見直しなど、公共施設等全般にわたる検証とともに、長期的な需要動向を勘案しながら計画を作成してまいりたいというふうに考える次第であります。

以上であります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

ご説明いただきましたが、ただいま大場課長のお話にもありました一宮町公共施設等総合管理計画、これは27、28年度にかけて約830万円かけてつくられた報告書ですが、この中には、こうしたインフラや施設整備をしていくと、平均していきますと毎年6,000万円不足していくと。ですから、10年で6億円足りなくなるというふうに考えられますということが示されているわけです。

この中には、ポンプ場ですとか橋梁、道路、こういったものの定期的な整備というのは多少含まれていた、これまでの経過から算出したものですから含まれていると言いながら、実際には、例えば農業用のため池改修と、こういったものは含まれていないはずで、洞庭湖の補修、緊急の補修なども直近にあったばかりと、こういうような状況も、不定期に想定しなければならないというものになっているわけです。

それに加えて、一宮町の人口減少が少ないということが逆に足かせになるという部分もあります。全体の人口は減少していく中で、広域に対しての一宮の出費が8%余りですが、広域全体の歳出の中で、これが9%に仮にふえた場合、これは約4,000万円程度の負担増ということになります。これが重なると1億円マイナスになるということにもなってしまいます。一宮が余り減らないで、ほかのぐっと減ったならばということが、10年から15年後ぐらいの間に想定することも可能だということになります。

現段階におきましては、オリンピックはとにかく何とか成功させなければいけないという状況もあります。でも、東口もつくと、そういうような想定もあるわけで、今後の町の財政の見通しはどうなるんだろうかと、これは大変難しい状況ではないかというふうに思うわけです。

いろんな事業をする際に、建物をつくる際に起債ということが出てきますが、これは借金ですので、借金とはっきり言ったほうがいいんじゃないかなと。行政の用語ではそうなんですけれども、そういうふうにしていただいたほうが誰にもわかりやすいと思うんですが、一言で言わせて町の財政は大丈夫なんですか。町長にお伺いします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 町の財政状況についてさまざまな変動要因がございます。当然、さまざまな心配すべき要因もございますけれども、現在の行政責任者といたしまして、近未来に

において一宮町が財政困難に陥らないよう、最善の手だてを講じて進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉野繁徳君） 以上で藤乗一由君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

開会は1時といたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

◇ く 焔 場 博 敏 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、14番、焔場博敏君の一般質問を行います。

14番、焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

本議会では、平成28年度の決算審査の報告もこれからあります。新年度予算の編成時期も控えております。決算審査での教訓を踏まえて、私は、新年度予算に大きくかかわる国保都道府県化の問題、特にその中で保険税の減税問題、新学習指導要領の完全実施を2020年に控えて小中学校の準備状況について、ますます厳しさを増す農業を取り巻く環境の中での地域農業を守る対策について、3点の質問をいたします。実りのある回答をよろしくお願いいたします。

第1点目として、国保問題について伺います。

来年度から国保の都道府県化が始まるに当たって、その準備状況、今進めていることと思えますけれども、前議会では、事務や役割など流れについての質問をして、大体の流れについては理解してまいりました。答弁の中で、国保の抱える構造的な問題と被保険者の厳しい経済状況は、制度が変わっても余り改善の期待が持てないことも明らかになってきたのではないのでしょうか。ここでもう一度、国保加入世帯の抱える経済的状況、これは黙過できない状況であることを訴えたいと思います。

平成28年度時点での国保一般加入者の平均所得額年138万円、そして、この平均よりも低い世帯が全加入世帯の64.8%を占めていること。法定減免を受けている世帯は加入世帯全体の47.3%に上ること。この平均所得世帯の保険税は年30万7,000円、このモデル世帯人員と

同じ人員の生活保護世帯の可処分生活費は、月1万9,000円も生活保護世帯より低くなっていること、逆転現象が生まれていること、そのことが明らかになっているわけであります。これが一宮町の国保世帯の現在の経済状況の実態であります。

国保加入者1人当たりの所得に対する保険税の割合は、厚生労働省の調べで、国保で所得に対する割合9.9%、協会けんぽで7.6%、共済組合で5.5%です。国保が他の健康保険に比べても税負担が重いことがこの数字からもわかります。

町民の社会保障の観点からも、国保税の引き下げは喫緊の課題ではないでしょうか。改めて町長の認識を伺います。国保法第1条でいう社会保障及び国民保健の制度、こういう認識に立っているかどうか、この点を伺うものであります。

平成27年4月に消費税が8%に増税され、地方に配分される地方消費税交付金も増額されました。この増額分は全額社会保障費に充てる旨の条件がついております。平成28年度の増税分、当町では幾らになっているのでしょうか。私は、この財源を使って少しでも国保税の引き下げを求めるものであります。

その中で特に、子どもの医療費助成の先進を走っている当町で、子育て支援の政策の一環にもなり、保険税軽減効果も生む、18歳未満の子供に係る均等割額をなくすことを求めます。これを行った場合にどのくらいの影響が出るのか、この試算額も伺っておきたいと思えます。実施すべきだというふうに思いますが、見解を求めるものであります。

2番目の問題として、学校教育問題について伺います。

3月31日に、小中学校の学習指導要領、質問通告では教育指導要領と書いてありますけれども、これは訂正願います。学習指導要領、幼稚園の教育要領が改定されました。大幅な改定となり、問題点も多く見受けられます。ともあれ、新年度からは移行期間で、2020年度より小学校から新学習指導要領での授業が始まります。学習の指導方法も、主体的・対話的で深い学びの実現、アクティブラーニングが求められます。双方向型の学びを行うことで、これまでの指導時間では足りなくなるのではないかと、こういう心配が生まれておりますが、この点はいかがでしょうか。

また、小学校という時期は、思考力を支える母国語を定着させるための大切な時期だというふうに思えます。小学校3年生から英語活動が導入され、5年生、6年生は英語が教科として週2時間行われるようになります。教える教師の側も教わる子供の側も時間割が過密になり、ゆとりがなくなる。同時に負担が大きくなり、心配されます。母国語の教えが手薄になったり、学びの基礎となる思考力や読解力がおろそかになるおそれがあると心配されます。

が、この点はどうか。時間の確保は大丈夫でしょうか。伺います。

また、英語を教える先生も、小学校ですから学級担任が全ての教科を担当してまいります。先生の中には英語の専門的教育を受けていない先生もいらっしゃるというふうに思いますけれども、どう準備をして進めていくのか、この点についても伺っておきたいと思えます。

中学校の保健体育の関係で1点伺います。新学習指導要領の保健体育の武道に銃剣道の記述が加わります。銃剣道は旧日本軍の軍事訓練、教練の中で行われていたものであります。現在の平和憲法下、スポーツ教育とは言いがたいというふうに見受けられますけれども、この点はどうか。教育長の見解を伺うものであります。

3点目として、農業問題について伺います。

10月に入って、台風21号、そして台風22号の2つの台風が相次ぎまいりました。今回の台風は、強風による被害と塩分を含んだ風による塩害と二重の被害があったようであります。

最初に、農業施設や農作物の被害の状況と、これから考えられる被害について報告を願います。あわせて被害の救済策についても伺いたいと思えます。

次に、農産物の輸入自由化を含む農政の動きについて町長の認識を伺います。

町長就任直後の議会で、日本農業衰退の要因を伺いました。町長は、工業製品の輸出を促進するため、国内農業の関税による保護を下げたことが衰退の要因である、このような答弁をされました。この分析は正しいと思えます。

ことしの11月5日、6日にかけて日米首脳会談、そしてその前の日米財界人を前にした演説で、トランプ大統領は、「アメリカは長年、日本からの巨額の貿易赤字に苦しめられてきた。日本との貿易は、公正で開放的なものでなければならない。自由でも互惠的でもない。(赤字解消に役立つ)よりよい貿易協定を速やかに実現できると信じている」「TPP以上の貿易を進める。仕組みが複雑でない貿易をする」、こう演説をしております。

首脳会談では、これまでのTPP以上の日米FTA(自由貿易協定)を、FTAという言葉こそ使わなかったけれども、合意した可能性が高いと報道されました。仮にTPP以上の日米FTAに踏み出したらどうなるか。TPP合意では、アメリカが米の関税撤廃化、20万トンのアメリカ産米、この輸入増を求めたのに対し、合意したのは7万トンでした。牛・豚肉の関税撤廃要求に対して、牛肉は15年後に9%に引き下げ、高級豚肉は10年後に撤廃に、農林水産物全体で関税撤廃率は、アメリカが98.8%に対し日本は81%。アメリカにとってはこの結果そのものが不満であり、TPP交渉での妥協は排除し、究極の自由化を求める、これがTPPからの永久離脱であり、それ以上の日米FTAを求める、これが狙いだというこ

とも報じられております。

日米首脳会議に先立つ2月に、日米首脳会議で合意された日米経済対話に、日米間で2国間の貿易枠、この枠組みに関して議論を行うことがアメリカ側の要求で盛り込まれており、早々に日米FTAのルールが敷かれていた、こういうようなことがわかってまいりました。

以前にも増してアメリカの強い貿易自由化要求に、日本の政府自民党は、2012年12月の総選挙前の公約「ウソつかない。TPP断固反対」、こういうポスターを全国に張りめぐらし、ところが2013年3月にはTPP交渉入りを決断した、まさに公約破りのうそつきの自民党政権のやり方を国民は忘れていません。欧米のような農産物に対する生産費補償などの対策を何一つとらず、自由貿易協定の道に突き進む政府には、地元農業を守る立場から強い要請活動を求める、このことでの見解を伺いたいと思います。

ちなみに、外国でとっている農業保護の問題では、アメリカは5年ごとに農業法というものを改正しております。2014年成立の農業法、ここでは画期的な価格保障、経営安定対策を確立して、4層構造でこの保護を行っております。

1点目は不足払い。市場価格が生産コストを下回った場合、その差額を国が支払う制度としてとっております。これは農民負担はありません。

2つ目には価格支持融資。市場価格が大暴落したときに、国営の質屋とも言うべきような金融商品公社のCCCローンというわけですが、ここに農産物、穀物や大豆など、これを生産者が質入れをし、正当な代金を受け取る。価格が回復すれば代金を返して、いわゆる質ぐさ、これを回収して市場に売る。回復していかなければ回収せずに質流れをすると、こういう制度であります。これも農民負担はありません。

3つ目の柱ではナラシ対策。収入補填対策であります。これは日本でもやられますけれども、ARC、収入が基準収入を下回った際に基準収入の86%まで補償する制度であります。これも日本と違って農民負担はありません。

4つ目には収入保険という制度です。日本がつくろうとしているものとは相当違って、作物別収入保険でナラシ対策の補完の位置を占めます。ナラシ対策の補償は86%までなので、それ以下は収入保険がカバーします。農民は保険料を負担しますが、こういった中でアメリカの農業、全農民は守られております。こういった結果もあって食料自給率は130%です。

このように、日本がよくアメリカのまねをすと言われますけれども、こういうところをまねしてほしいわけです。そういう点で見解を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 3点ご質問いただきました1つ目の国保問題について、私のほうからお答えを差し上げたく存じます。

特に、我が一宮町の国保加入者の皆様の平均所得モデル世帯の収入状況、財政状況と生活保護世帯の皆様の財政状況、逆転状態が生まれているということ、これは大変深刻なことだと考えますが、この中で、これに対する対応として、地方消費税交付金の増額分を充当しても国保税を引き下げるということについてご質問いただきました。また、応益割の18歳未満の子供さん方に係る均等割額をなくすということについてのご質問をいただきました。ここについてお答えを差し上げたく存じます。

平成28年度の地方消費税交付金の社会保障財源分は7,647万9,000円で、平成27年度と比べて930万9,000円の減額となっております。そのうち国民健康保険事業には、法定内繰り入れの901万7,000円が配分されているところであります。

18歳未満の子供さん方に係る均等割額の減税についてまず申し上げますと、全額を減税しますと概算で2,000万円、5割では1,000万円、3割では600万円の影響が出ることになるものであります。

この地方消費税交付金の社会保障財源でございますけれども、国保以外にも社会福祉事業、保健衛生事業にも使われております。町といたしましても、事業の規模や内容を考慮し、適正な配分となるように努力をいたしているところであります。

県のほうへ確認をさせていただきましたが、この財源を保険税引き下げのために国保特別会計に繰り入れた場合は、これは法定外繰り入れに該当するとのことでありました。平成30年度から県の広域化が始まるわけでありましたが、法定外繰り入れについては、県の運営方針においても、解消すべきものとされて位置づけられているわけでございます。

以上のことから、地方消費税交付金、平成27年度と比べて28年度は減ったということ。それから、この社会保障財源から国保のほうへ繰り入れることについても問題が生ずるということ。それから、子供さん方の均等割額の減税についてもかなり金銭的に影響が大きいということ。こういうことから、地方消費税交付金での充当ということを、私ども現時点ではなかなか難しいというふうに考えている次第であります。

保険税は、かかった医療費、公費の額、加入者数と所得に応じて変化をいたします。した

がいまして、町としても保険給付と保険税負担のバランスを考慮しながら、現時点では国庫負担の増額と制度の改正を要望することで、加入者の所得に対する保険税割合の低減並びに18歳未満の均等割減税に、おっしゃっていただいたところに努力をしていきたいと考える次第であります。

以上であります。

○議長（吉野繁徳君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 2番目のご質問の学校教育問題についてお答えをさせていただきます。

昨年度末、つまり今年の3月31日に公示されました新しい学習指導要領におきましては、資質・能力の育成を目指して主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることが盛り込まれました。そのとおりでございます。

この主体的・対話的で深い学び、これは当初、文科省はアクティブラーニングと言っておったところですが、突然、主体的・対話的で深い学びに変わったというところで、私はびっくりしたんですけれども、これは授業改善のための視点ということになります。

これは新たな教育手法を取り入れるということではございませんで、現在の小学校の授業を見ていただくと、グループで四、五名で問題を提示して、お互いに話し合いをして、論点をまとめて発表するというような形の授業形態がもうかなり行われております。この教育手法をもっと体系的に整理して、それを実践していくということで、授業の目標、プロセス、ゴールなどを丁寧に示して、学習過程の質的改善を図ることが目標でありまして、今までやっていた先生方の教育手法を整理してさらに改善を図っていくという方法でございます。当町では、大学の先生のご指導を受けながら、この辺のところを改善に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、小学校5、6年生における英語の教科化でございますが、その前に母国語の学習についてのご心配がございましたが、この件につきましては、先ほどの藤乗議員のご質問にもお答えしましたように、読書活動とか、これは毎朝10分ぐらい全員で読書をする時間とか、それから読み聞かせとか、それから、これから体系的に整備しますアクティブラーニングでの自分の考えをまとめて発表する、その発表能力等々で母国語の能力をさらに深めていくという体制は、とっているところでございます。

5、6年生における英語活動の教科化でございますが、小学校の新しい学習指導要領では平成32年度から全面実施ということになりますが、平成30年度より先行して実施することが

可能になっております。一宮町でも先行実施に向けまして、新しい学習指導要領の趣旨にのっとりまして、英語担当教員を中心として教科化の準備を進めております。

ご指摘の授業時間については、現在よりも毎週1時間、年間35時間ふえることとなります。当町では、毎日10分ずつの細切れの時間を行って35時間分を補うということではなく、週の日課表に1時間として位置づけまして、教材については文部科学省から配布される新教材を活用して学級担任が授業を行うと、そういう方法を検討しているところでございます。

なお、この移行期間については、評価については行わないということで考えております。32年度からの全面実施に向け、その基準や方法について準備を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

この教科化についての教員の育成についてでございますが、現在でも実施しておりますが、町で雇用する英語の学習支援員、そして新たにALTをお願いできればと思っておりますが、ALTを効果的に活用して、研修や実践を通して、カリキュラムの構成や先生方の指導力の向上にも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

これにあわせまして、県教育委員会では本年度から、小学校英語教科化に向けた資質・能力向上研修ということを実施しておりまして、平成32年度の全面実施に向け、順次研修を実施していくということでございまして、小学校の先生方にはこの研修を受けていただきまして、さらに実践能力を高めていただければというふうに考えているところでございます。

次に、中学校の保健体育のことでございますが、実は中学校では平成33年度より全面実施となるわけでございますが、ご質問の銃剣道についてなんですが、現在行われている学習指導要領でも、解説の中には銃剣道ということが扱われております。しかしながら、新しい学習指導要領の公示では、それを学校や地域の実態に応じて扱うことができるということで明記されたところでございます。しかしながら、一宮中学校では、指導者や施設、用具の関係から、これまでどおり柔道を選択していく予定でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） 3問目の農業問題についてでございますけれども、初めに農業被害について私のほうから申し上げます。

農業用施設におきましては、ガラスの破損、ビニールあるいはフィルムの破れ、さらに換気扇の故障など、20件の被害がございました。いずれも小破でございました。また、露地野菜につきましては、200ミリを超える雨量と強風により、生育障害、倒伏、さらに葉枯れが

見られました。こちらの被害につきましては多種多様であるため、数字としては把握できていないのが現状でございます。

また、この台風の影響で今後予想される被害でございますが、梨が考えられます。例年より1カ月半早く落葉したことで貯留養分が不足し、来年の果実の生育や病気発生が懸念される場所となっております。

なお、救済につきましては、再生産に必要な資金を必要とする場合に利用できる農業災害対策資金の発動が現在県で検討されているところでございます。そのほかにつきましては、農業共済で補うというところが現状でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 国の対外的な農業政策について、国内農業保護という観点から町長としてどう考えるかということでご質問をいただきました。その点についてお答えを差し上げたく存じます。

国は他国との貿易協定を進める中で、農業に対しては所得増大に向け強い農業づくりを目指すとしております。そうした中で、与党内あるいは規制改革推進会議などで農業に関する制度のあり方などについて議論がなされております。こうした農業政策をめぐる動きにつきましては、私どもも日ごろから注視をいたしている次第でございます。

農業を維持発展させるためには、ご質問にもありましたとおり、生産補償対策も農業の抱えるさまざまなリスクを乗り越えていくためには重要な施策であると考えております。また、補助制度の充実も必要だと思っております。

国への国内農業の保護を実現するための要請活動につきましては、かねてより申し上げておりますが、郡町村会での他町村の意見も酌み取った上で、国へ要請をしていきたいと考えております。いずれにしましても、国内農業の保護、増進といったことは、国家的な任務であるというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 再質問ありますか。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） ありがとうございます。再質問いたします。

まず国保問題でありますけれども、10月末に開かれた県国保運営協議会で発表されました市町村別平成30年度の1人当たり保険料の比較、激減緩和措置をとった後の比較ということ

で、試算が一覧表として出されました。

一宮町は、平成28年度保険税、理論値では1人当たり10万2,890円、30年度の試算保険税は9万387円、差額が1万2,303円安くできるというふうに示されております。一般会計からの法定外繰り入れがどうしてもできないということであれば、この試算結果から導き出される額以内での保険税の減税はすべきであるというふうに思います。

この差額1万2,303円、これが1人当たりですから、加入者約3,800名を掛けますと760万円ということであります。先ほどの試算をいただいたものを見てみますと、いわゆる18歳未満の子供の均等割額を3割軽減すれば、これは600万円ぐらいだという試算でありますから、十分可能んじゃないでしょうか。6月の確定を待たずにこの辺は踏み切れるんじゃないかと思いますが、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

次の教育問題については、まだ本格実施まで2年ありますので、そういう点では先生方の負担あるいは子供たちの負担、そういうことも含めた万全の準備を進めてやっていただきたいというふうに思います。

最後の農業の問題については、台風被害の問題についてはわかりました。

国との貿易協定の問題やなんかについては、ぜひ機会を捉えて声を上げていく必要があるんじゃないか、そうでなければせっかくの努力が無になってしまうというふうに考えております。

昨日だか今日だかのテレビを見ていまして、農業リーダーの育成ということをやっているところがありました。これは、専門家、野菜ソムリエというのがあるそうなんですけれども、そういう人たちを招いて、そういうものに意欲のある栽培農家に張りついてもらって、目標が前年の収入の120%の目標と。消費者の声も聞いてもらう、自分たちがつくる工夫もしてもらう、それをどうアピールするかも指導しながらやった中で、そういう農業リーダー、強い農業づくりということからもその辺のリーダーを養成すると。そこがうまくいったということであると、それを近隣に普及していくと、そういうような取り組みがあるんだということを知りました。なるほど、国に要求するばかりではなくて、そういうことも地元でできる対策として必要なということを考えていたわけなんですけれども、いずれにしてもそういうような対策を一つ一つとっていくことが必要なというふうに思います。

もしこの点で何か答弁があればお願いしますし、なければ要望でも構いませんが、国保の問題についてはもう一度答弁をお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 再質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を願います。

住民課長。

○住民課長（高師一雄君） 　ただいまの11月30日の第4回の試算結果の公表に基づきます保険税の引き下げについてお答えいたします。

　今回公表で比較されました28年度保険税の理論値につきましては、繰越金等を加算した後の1人当たり保険税となります。したがって、実際の保険税と比較しますと試算結果ほどの減額とはなりません。町長の行政報告にもありましたが、実際の29年度予算収入見込みベースでは、約2,000円の減額にとどまります。

　一宮町は、ここ数年ふえ続ける医療費に対し保険税の税率を据え置くことができました。これについては、基金や繰越金を使い、支出の不足分を補填していたことと、もう一つには、今回の国保制度改革の公費拡充の前倒しとして、平成27年度より低所得者の軽減対策で毎年1,700億円が市町村国保へ投入され、そのうち一宮町にも国50%、県25%、町25%、合わせて公費が27年度から毎年約2,000万円投入されたことによります。

　しかしながら、国保加入者の減少と医療費の増加は続いており、現在、基金については1,200万円のみという状況であり、30年度県広域化前となる29年度分の医療給付費の精算分につきましては、町負担での対応が必要となります。

　以上のことから、現在の財政状況や来年度が広域化初年度ということを考えますと、税率の検討は、30年度末の決算状況を見た上で31年度に行いたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

　以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 　町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 　〈場議員の再質問、農業関係についてお答えを申し上げます。

　国への制度的な面での国内農業の保護という観点からのさまざまな要請活動、それ以外に個別に地域で新しい農業の担い手を支えていく、そういった施策をどう考えるかというご質問かと承りました。

　私もこれは大変必要なことだと考えております。先般、睦沢のゆうあい館で開かれました長生農業フォーラムで、睦沢に展開しているあおばさんという会社、ここは七十数名の従業員を抱えてシソを栽培しているということでありました。今、事業拡大していて、新しいハウスをつくっているということでありました。また、一宮につきましてはフロンティアファームのご発表があつて、大変力強い、目標としていた生産量を軽くクリアして、今、次の目

標に挑んでいるということでありました。水の管理その他、教科書どおりではうまくいかないということで、新しい施設のもとで、今、技術を磨いているというお話でした。こういった地域にさまざまな農業の取り組みの実践者がいらっしやいます。そういう方々に行政としてもできる限り呼応していきたいというふうに考えております。

私が今考えているところでは、先般もご報告申し上げたんですけれども、これは長生農協と協力のもとで進めておりますが、新規の就農者への誘導というものを効率よく行うために、農協と行政とで協働のセンターを運営して、さまざまな側面からの支援を一括して、そこで就農希望者に差し上げていこうというプランが今進んでおります。

また、規格外の農産品がたくさん出ます。こういったものを使って加工品を開発して、そして販売していくのはどうかと。これにつきましても、今さまざまに手だてを講じまして、どうやら方向が見えてきたという私は感触を持っております。何とかこの道も進めていきたい。

またさらに、農産品そのもの、今、県知事も外国へのトップセールスを進めておられます。一宮町も農業は基幹産業でございますので、この県の対外的な拡販政策に随伴して、我が町からも農産品の販路拡大ということで、海外も視野に入れて頑張っていきたいというふうに考えている次第であります。

近々ではこのようなことが日程に上りつつあるということでもあります。さらに多岐にわたって私どもとしては、農業の新しい担い手を支えていきたいというふうに考えている次第でございますので、今後ともご支援を賜ればと存ずる次第でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） それでは要望ということで、1点目の国保問題については、制度が変わっても厳しい加入者経済状況は変わらないと。国からいろいろな財政援助が来ても、それは医療費の増大とかそういうので消えてしまうというのが今の実態です。ただ、そういう中で、先ほどの試算値でも約2,000円は残るんだと、七百何十万は浮くんだと。そこをやはり減税に使って少しでも今の現状を打開してもらいたいと。検討でなくて、国保を町行政も応援するんだと、そういう立場でやっていただきたいということを要望します。

あと、農業の問題については、国の基本姿勢が一番大事ですけれども、同時に一般の農家さんが、ああやればできるのかと、そういう事例でのモデルケースをつくっていただきたい。

確かにフロンティアファームの取り組みは非常に立派ですが、初期投資が莫大です。なかなか一般の方が、同じような制度があるかというところ、そういう制度はないですから、その辺の検討を進めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（吉野繁徳君） 以上で畑場博敏君の一般質問を終わります。

◇ 鶴 沢 清 永 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、4番、鶴沢清永君の一般質問を行います。

4番、鶴沢清永君。

○4番（鶴沢清永君） 自分はオリンピックの進行状況について伺います。

オリンピックまで1,000日を切り、これからさらに多忙になってくると思われるが、今の状態で本当に迎え入れることができるのか。会場整備についていまだ明確になっていない部分など、十二社祭保存会や地元住民なども不安に思っている部分があります。

そこで町長に伺います。まだ決まっていないことや決まったことなどを含め3点、今現在の状況を伺う。

まず1つ目、開催地ではない隣のいすみ市でも、先ほど鶴野澤議員の質問にもありましたが、オリンピック観光課をつくり、10人体制で動けるようにしていると。一宮町はオリンピック課が3人で業務をまずこなせるのか。

2つ目、会場跡地に残る1ヘクタールに残すものの形、それは決まったのか。

3番目、現在の進行状況は。

以上3つ質問。回答をお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 1の人員体制のことをございますけれども、ことしは3人のスタッフで進めてまいりました。現在のところ、スタッフから聞き取る限りで申しますと、差し支えはなかったということで報告を受けておる次第であります。ただ、3人全てが現場へ出払って、留守番がないということが多かったというところに不便があったという声は伺っております。

来年度以降、累加的に業務が激増していくということが考えられます。そこで事態をよく

見きわめて、適正な人員配置を図っていきたいと考えております。

いすみ市の10名のスタッフにつきましては、観光もあわせてということで承っておりますが、私どものところは観光の部局が分かれておりますので、そのあたりもご考慮に入れていただければというふうに考える次第であります。

そして、2つ目、3つ目につきましては、担当のオリンピック推進課長からお答えを申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） それでは、2つ目のご質問にお答えいたします。

大会会場の一部であります釣ヶ崎海岸南側に隣接する1ヘクタールですけれども、本大会までに千葉県が保安林を解除いたしまして、自然公園として整備することになっております。

この自然公園内に、大会後も残るものとして、自然公園利用者、海岸利用者が広く一般的に使える多目的なスペース、トイレ、更衣室等を備えた施設を建設いたします。9月議会において補正予算を承認いただきました自然公園内恒久施設新築工事基本実施設計、建築確認申請業務委託の契約を11月7日に締結いたしました。これから本格的な設計に入っていきます。

3番目の現在の全体的な進捗状況ということですが、組織委員会が行う業務であります大会のオーバーレイプランと言われる仮設での会場整備の計画について、今、大詰めの段階まで来ているというふうに認識をしております。また、サーフィン競技自体に関しましては、組織委員会と競技団体の調整が続いております。細部にわたって現在検討がなされているようでございます。その他、輸送の関係、ボランティアの関係等も少しずつ前進しているというのが現状であります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

4番、鶴沢清永君。

○4番（鶴沢清永君） 再質問は1つ目の質問に対してなので、ちょっと順番が変わっちゃうんですが、2番、3番はわかりました。

2番目のことに関して、これから建物に関して設計に入ることなので、自分たち祭りサイドも気になっているので、もしよければ、またみんなを集めてちょっと話してもらえればと。要望で、お願いします。3番目も、また前進した場合、情報共有させていただければと思います。

1番なんですけれども、再質問で、先ほど町長のお答えの中では、差し支えなかったと報告を受けているとか、若干の不備などと言っているんですが、こちらから現状、どう見てもちょっと手が回っていないように見られるんですね。来年度からかなり業務が激増してくるというところで、よく見きわめて適正な人員配置とありましたが、次年度人員をふやすなら、招致活動に当初から動いていたメンバーなどを入れるべきだと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 庁舎内全体で業務を分担していく中で、適材適所というところでさまざまな要素を勘案しながら、最もよい方をお願いをしていくということで進めたいと考えております。今、いろいろと考える要素が多いものですから、なかなか苦心惨たんというところでもあります。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） なかなかはっきりした答えというのが返ってこなかったんですけども、要はこのオリンピック自体はもう必ず成功させなければならないので、結局、オリンピックが来て、町民が来てよかったと思えるものにしないといけないということで、そのところをもっとよく考えて、人員配置とか等含め、もっと考えてくださるよう強く要望して質問を終わりにします。

○議長（吉野繁徳君） 以上で鵜沢清永君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたします。

ここで20分程度休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時14分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第6、承認第1号 平成29年度一宮町一般会計補正予算（第5次）の専決処分につき承認を求める件についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 承認第1号 平成29年度一宮町一般会計補正予算（第5次）の専決処分につき承認を求めることについてご説明いたします。

議案つづり2ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正予算。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ612万円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,741万4,000円とするものでございます。

こちらは、9月28日に衆議院解散、10月22日投票日となったことから、執行経費について専決処分させていただいたものでございます。

歳出につきましては、9ページをごらんください。

1節報酬につきましては、期日前投票所及び各投票所の投票管理者及び立会人に対する報酬でございます。

8節報償費につきましては、選挙事務に従事した職員の報償費でございます。

11節需用費につきましては、選挙啓発に要する経費でございます。

12節役務費につきましては、入場券及び不在者投票並びに投票所で使用する機器類の点検費用でございます。

13節委託料につきましては、選挙人名簿の作成及びポスター掲示板設置委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、投開票所で使用するコピー機等のレンタル料でございます。

15節原材料費につきましては、ポスター掲示板の作成経費でございます。

18節備品購入費につきましては、投開票所で必要となる備品の購入費でございます。

歳入につきましては、6ページ、7ページになりますが、同額を県支出金で見込むものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第6、承認第1号 平成29年度一宮町一般会計補正予算(第5次)の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第7、承認第2号 平成29年度一宮町一般会計補正予算(第6次)の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長(大場雅彦君) 承認第2号 平成29年度一宮町一般会計補正予算(第6次)の専決処分につき承認を求めることについてご説明いたします。

14ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,941万8,000円とするものでございます。

こちらは、10月22日から23日にかけての台風21号及び29日から30日にかけての台風22号の対応に要した経費を専決処分させていただいたものでございます。

歳出につきましては、20ページ、21ページをお願いいたします。

こちらは、職員の手当及び避難者に対しての炊き出し等の経費、避難誘導看板の修繕、避難所で使用した毛布等のクリーニング代の経費となります。

財源につきましては、18ページ、19ページにございますが、前年度からの繰越金を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第7、承認第2号 平成29年度一宮町一般会計補正予算(第6次)の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は承認することに決しました。

◎認定第1号～認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第8、認定第1号 平成28年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第2号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第3号 平成28年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第4号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第5号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

本案は、平成29年第3回議会定例会において決算審査特別委員会に審査の付託をいたしております。閉会中の継続審査に付された決算認定の認定第1号より認定第5号までの審査報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、島崎保幸君。

○決算審査特別委員会委員長(島崎保幸君) 11番、島崎でございます。

決算審査特別委員会、質疑、回答につきましては別冊にまとめてありますので、ごらんください。

それでは、報告書のほうを朗読させていただきます。

決算審査特別委員会報告書。

平成29年第3回一宮町議会定例会において、閉会中の継続審査に付された平成28年度決算認定第1号から認定第5号までの5件を次のように審査しましたので報告いたします。

1、審査日時・会期・現場踏査。

第1日目の審査は、11月13日（月）の午前9時00分に開会し、会期等を決定した後、審査に必要と判断した次の3カ所について、午前9時20分から午前10時35分まで現場踏査をいたしました。①一宮どろんこ保育園、②県営ため池等緊急整備事業（洞庭湖）、③海岸駐車場舗装工事の3カ所です。

その後、午前10時50分から、一般会計ほか特別会計の歳入歳出決算の審査を総務課、福祉健康課、保育所、秘書広報課、オリンピック推進課、税務課の順に行い、午後4時30分に散会いたしました。

第2日目の11月14日（火）は、午前9時00分から産業観光課、農業委員会、住民課、企画課、都市環境課、教育課の順で審査を行い、午後4時40分に全て終了いたしました。

2、前年度の要望事項。

審査に当たり、前年度要望事項の回答が次のとおりありました。

1、釣ヶ崎海岸エコトイレの管理について、当初、ボランティアが管理をするということでトイレの設置を行った。その後、ボランティアの人手不足などいろいろな意見があるようです。オリンピック会場候補地ということもあり、来遊客もある中、今後の管理体制の見直しを検討されたい。

回答、都市環境課。釣ヶ崎海岸エコトイレの管理は、当初、ボランティアの方々にトイレの清掃を行っていただいておりますが、ボランティアの方々の人手不足や来遊客の増加等により管理体制を見直した結果、6月1日から11月30日までの来遊客の多い期間の日曜日につきまして、清掃を外部に委託し万全の対策を講じていますとの回答でした。

2、かずさ有機センターについて、環境対策の一環として行っている事業であるが、毎年、高額な公費負担をしている状況を鑑み、一般家庭菜園程度で堆肥の必要な方々には無償で還元できないか検討を望む。

回答、産業観光課。かずさ有機センター運営協議会において議論をしました。その際、その都度配達では対応は難しいが、取りに来てもらえれば可能であるかもしれない。また、無料は貸し農園に限るというのも一つの案だという意見も出されました。ただし、常時センターに人がいるというわけではないので、その辺の対応も検討した上、決めていくことになっています。なお、現在は農林商工祭や茂原樟陽高校で行われている、ながいきファームフェスタで、小袋ですが、無料配布を行っておりますとの回答でした。

3、17区（東野地区）に設置されている道路の車どめについて、東浪見区画整理組合問題も解決し、組合は解散され、道路は町に移管された。現在町が管理する町道において、17区

以外には閉鎖された道路はない。交通量の問題や事故等の関係で反対意見もあるが、車どめによる道路閉鎖に不便を来している。再度検討されたい。

回答、都市環境課。町としては、今後、地元区長さんと協議した上で、17区を対象にアンケート調査を実施する予定です。アンケート調査の結果を受けて、閉鎖をしている2カ所を開放するか協議してまいりますとの回答でした。

3、審査の状況。

審査に当たっては、歳入が適正に確保されているか、新規事業の執行状況はどうであったか、不用額の大きなものはどのような理由によるものかなど、予算が適正に執行され、限られた財源を有効に活用し、住民ニーズに応えたものであるかに着目しながら審査を進めました。

認定第1号 平成28年度一宮町一般会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は46億9,331万2,570円で対前年5.5%減となっており、歳出は44億2,642万3,570円で対前年6.5%減であります。増額の大きな要因は、最先端の技術を取り入れたトマト施設の建設や国営両総土地改良事業負担金の終了に加え、財源調整のための財政調整基金積立金の減額等によるものであります。

審査では、各課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答並びに委員外質問に対する回答は、別紙のとおりであります。

質疑後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は18億2,517万6,234円で対前年3.6%減となっており、歳出は17億6,885万3,324円で対前年2.2%減であります。医療費等の支払いに当たる保険給付費が昨年より若干減少したものの、依然として10億円台の過去2番目に高い水準であるとのことでした。

審査では、住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。

質疑後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成28年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は10億4,414万7,047円で対前年0.9%減となっており、歳出は10億1,445万3,511円で対前年2.0%減

であります。介護予防教室等の充実により介護給付費が若干抑制されています。今後もさらなる介護給付費の抑制に努めるとのことでした。

審査では、福祉健康課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。

質疑後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は1億3,337万7,780円で対前年9.6%増となっており、歳出は1億3,329万9,680円で対前年9.6%増であります。増加の主な要因は、被保険者数の増加により納付金が増加したとのことでした。

審査では、住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。

質疑後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は1億222万5,542円で対前年3.5%減となっており、歳出は1億15万4,937円で対前年1.0%減であります。減額の主な要因は、借入金返済による公債費の減によるものとのことでした。

審査では、産業観光課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。

質疑後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、最後に町に対して次のとおり2点の要望がありました。

1、全ての会計において収入未済額があります。一部の項目では、毎年収入未済額が減少するなど担当者の努力がうかがえますが、農業集落排水処理施設使用料、後期高齢者医療保険料、町営住宅使用料の収入未済額は、過去5年間を見ても毎年増加の一途である。負担の公平性を確保する上からも収入未済額の解消は重要であり、納入者の生活実態等を十分考慮した上で、収入未済額の解消に努められるよう要望する。

2、町道1-7号線は町の重要な幹線道路である。2020年東京オリンピックを控えた中で、全線の拡幅完了は、用地買収や町の財政状況から大変難しいと思われるが、早期の完成を要

望する。

平成29年12月6日。決算審査特別委員会委員長、島崎保幸。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまでした。

決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告は、別冊で審議中に出された質疑応答が詳細に記載されておりますので、委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論、採決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより、認定第1号から認定第5号までの一括討論に入ります。

初めに、認定第1号の一般会計に対する討論がありましたら、お願いいたします。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 一括討論ということは、認定1号からずっと通しで。一つずつの議案でいいわけね。

○議長（吉野繁徳君） はい。お願いします。

○14番（畑場博敏君） わかりました。

認定第1号 平成28年度一般会計決算についての反対討論を行います。

まず、私が反対討論するに当たって、監査委員としての役割と議会決算審査の役割の違いを初めに述べておきたいと思います。

議員必携にも決算の意義と考え方が述べられております。会計管理者は、5月31日の出納閉鎖後の8月31日の法定期限を待たずに速やかに会計調整を終えて町村長に決算を提出すること、そして町村長は早く監査委員に送付し審査に付し、審査意見書を上げて、それを受けて町村長は議会に決算を提出し承認を受けること、このような流れの中で、監査委員と議会の役割がそれぞれ述べられているわけですが、特に監査委員は、計数に誤りはないか、法令が遵守されているか、違法、不当な支出はないか、帳簿、通帳は適正に管理されているかなどを審査し、意見を付します。

一方議会は、予算が目的どおり適正に、また効率的に執行されたかどうか、住民福祉向上の観点から行政効果がどう発揮されたか、今後の行財政運営にどう改善、工夫がされるべき

か、こういったことなど執行者の姿勢にまで立ち入って審査を行うこと、こういう着眼点を持っております。以上の点から討論をしたいと思います。

平成28年度は、予算編成が玉川町政、5月後半から執行は馬淵新町長という中で行われました。予算額の大きなものでは、一宮こども園整備事業、保育料第3子からの無料化、子ども医療費助成事業、原保育所修繕事業、病児保育など、子育て支援に厚い予算執行となっており、評価すべき施策であります。

東京オリンピックサーフィン会場として当町、釣ヶ崎海岸が決まり、招致のための活動が実を結んだこと、一方、今後オリンピック会場の町として、町の観光、産業、住民福祉にどう生かしていくのか、新たな模索と課題が生まれた年でもありました。

町民の暮らしに視点を移せば、政府が消費税を8%に増税した平成26年4月以降、総務省の家計調査によれば、1世帯当たり消費支出は、物価変動の影響を差し引いた実質で全ての月で前年同月比マイナスを示しています。家計に占める食料費、飲食費の割合、いわゆるエンゲル係数は26.3ポイントと上昇値を示しています。町の基幹産業である農業も、米価は長期の生産費割れの状況、アベノミクスの恩恵にあずかっていると感じている町民はほとんどいないのではないのでしょうか。このような中であって、町の42.6%の世帯が加入し、人口で見ても31.2%が加入している国民健康保険を社会保障の観点から見る姿勢が弱いことでもあります。

一般質問でもたびたび指摘してきましたが、担税力が弱い制度的問題を抱えている中で、国が消費税引き上げと同時に、増税でふえた地方消費税交付金は、全額社会保障費に支出するようにとの指導があるにもかかわらず、国保には法定外繰り入れをしていません。これは改めるべきであります。制度が県一本化されても、国の負担金がふえなければ基本は改善されません。

細かい指摘事項はいろいろとございますけれども、次期予算に反映させなければならない点として強く改善を求めて、反対するものであります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかにありますか。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 私は、平成28年度決算に賛成の立場から討論いたします。

昨年度を振り返ってみますと、国内における経済状態は、国による各種政策の効果もあって緩やかな回復傾向が見られるものの、海外経済で弱さが見られ、海外経済の不確実性や金

融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとも指摘され、依然として地方財政の本格的な好転には至らず、実体経済は厳しい状況にあります。

こうした中、当町の平成28年度決算は、歳入では、財源の根幹を成す町税は、新築家屋の増加に伴う宅地化により固定資産税などが増加となりましたが、もう一方の柱である地方交付税の減少などから、国・県補助金を積極的に活用したほか、各種基金の有効活用による財源補填が図られています。

歳出では、実施された事業を見ましても、子育て環境をさらに充実させるための一宮こども園施設整備補助のほか、海岸北側駐車場の舗装整備を行うなど、町民からの好評事業は継続しつつ、町の発展に向けた意欲的な姿勢が十分にうかがえるものであります。

総合的に見ましても、多様化する住民ニーズに十分配慮され、限りある財源が有効に活用された28年度決算は、大変評価できるものと判断いたします。

今後も引き続き、健全財政の堅持と町政の発展により一層ご尽力されますことをお願いし、私の賛成討論といたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、次に、認定第2号の国民健康保険事業特別会計に対する討論がありましたら、お願いします。

14番、舩場博敏君。

○14番（舩場博敏君） 認定第2号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

国保会計の制度的問題については、馬淵新町長を迎えての初議会、平成28年6月議会で、町の加入世帯の実態と町長の認識、国保法第1条で規定している国保は社会保障及び国民保健のための制度であることをただしました。

平成28年度一般加入者の平均所得額は138万円であること。そして、この平均よりも低い世帯が全体の64.8%を占めていること。法定減免を受けている世帯は加入世帯全体の47.3%に上ることなど答弁がありました。

私は、この平均所得世帯をモデル世帯として、同じ人員の生活保護世帯との生活費比較を試算してみました。平均モデル世帯の生活費は、保護世帯の生活費より月1万9,000円少ない逆転状態が生まれています。保険税を年30万7,000円払っている、そしてモデル世帯員が医者にかかればさらに3割負担、年金も支払う、この状態は一刻も早くなくさなければなり

ません。

厚労省の資料によれば、市町村国保の加入者 1 人当たり所得に対する保険料の割合は、全国平均で9.9%、協会けんぽが7.6%、公務員などの共済組合では5.5%です。国保が、担税力が弱い中、保険税が高い実態がわかると思います。あらゆる手法を駆使しても保険税の引き下げを求め、反対をいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかにありますか。

5 番、鵜沢一男君。

○5 番（鵜沢一男君） 私は、平成28年度国民健康保険事業特別会計決算に賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険は、平成28年度末において一宮町全体の42.6%の世帯が加入し、病気やけがのとき、誰もが安心して医療を受けられるようその役割を果たしております。しかし、加入者の4割が65歳以上の方であるため、医療費の支出が多く、所得水準も低いなど、制度の構造的な問題を抱えております。

このような中、町は健全な国民健康保険事業の運営を行うため、国保税の収納率向上に努めると同時に、特定健診や特定保健指導、人間ドック助成などを行うことにより、生活習慣病の早期発見と予防を目的とした健康事業にも取り組み、医療費削減に努力をしております。

しかしながら、依然医療費は緩やかな上昇傾向を続ける結果となっており、財政的に大変厳しい状況であります。

このような中、課税限度額以外の税率を上げることなく国民健康保険を維持している本特別会計は、適正かつ健全に運営されたものであると考え、賛成するものであります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、次に、認定第3号の介護保険特別会計に対する討論がありましたらお願いします。

3 番、渡邊美枝子君。

○3 番（渡邊美枝子君） 3 番、渡邊美枝子です。

認定第3号 平成28年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

本年度は、第6期介護保険事業計画の中間年度であり、特別養護老人ホームの施設建設に向けて準備が始まりました。平成30年度入所が始まる予定です。

介護保険は平成12年度、2000年4月に制度をスタートさせました。家庭介護から介護の社会化が目的でした。しかし、国の相次ぐ制度改定で、負担なくして給付なしという保険原理、これは保険の根本にある考え方ですけれども、それを肥大化させて、要介護認定や保険給付の上限設定を初めとするさまざまな給付抑制措置を組み入れたほか、利用者、事業所の契約を前提としたサービス費補償方式、定率の応益負担制、国庫負担の切り下げ、在宅事業への営利企業の参入容認など、利用者、高齢者にとってみれば必要十分な介護サービスの利用を阻む構造的欠陥ともいえるべき仕組みで始まりました。

その後も、社会保障構造改革の名で、介護の社会化がもとの介護の家庭・家族化、介護の商品化、介護の互助化へと逆行を進めています。最近では、軽度切り、制度残って介護なし、介護離職は毎年10万人と聞いています。介護離職までなされて、社会問題化しています。介護離職だけではなく、介護殺人、介護心中とか、そういう悲惨な状況もあります。

それで、本決算でいえば、要支援1、2の保険給付が外され、地域支援事業に移行されました。この外されたという言葉が一部、介護保険料が国から来ているので、外されたという言葉はないという指摘もあるんですけれども、この外されたという意味は、総合事業の財源は介護保険と同じ、国から同じ財源からきていますが、給付の上限額が設定されており、給付額だけでは不足が生じた場合は、保険者である市町村が負担しなければならなくなるということです。そこで単価を下げたりするわけなんですけど、単価を下げますと介護報酬はもちろん減ります。それで介護スタッフの給料にも影響が出ます。今までは国の介護保険として給付されていたものが総合事業に移され、町の事業に移されたということを、私たちは外されたという言葉を使っているんで、それはご了承ください。

それで、制度から締め出したという言葉も使います。締め出しておいて、ボランティアや地域の助け合いによるサービスに丸投げしようとしていることは納得できません。軽度でも、専門的知識のある人が介護しないと重症化するおそれもあるからです。さらに、利用者、事業者から見ても、介護報酬の引き下げ、年収280万円以上で利用料2割負担など、制度のしわ寄せを弱者に押しつけるだけでは問題は解決しません。国の大きな補助が必要ということです。

町の介護保険予防事業など努力は評価しますが、その努力を台なしにしないためにも、町は国に対して、高齢者の立場に立ち国庫負担をふやし、利用料の軽減、介護労働者の処遇改

善など行えるよう制度改善を強く要望し、要求することを求め、反対いたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井幸恵です。

私は、平成28年度介護保険特別会計決算認定に賛成の立場で討論いたします。

平成28年度は、第6期介護保険事業計画の中間年度であり、介護保険制度改正に伴う総合事業の中で、在宅サービスの提供や介護予防の推進に取り組み、滞りなく事業が遂行できたものと考えます。

一宮町においては、65歳以上の高齢者が31%を超え、高齢者だけの世帯や独居もふえる中、住みなれた地域で安心して生活ができるように、高齢者の暮らしを支える制度として定着してきています。ですが、全国的に見れば、今後も少子高齢化が進む中で、公費と介護保険料により運営されている介護保険特別会計は厳しい財政状況にあると言えます。

そこで、町では、限られた予算の中で地域での支え合いの体制づくりを推進し、また、在宅での閉じこもり予防のための出張介護予防教室を充実させ、開催回数をふやすなど、積極的な施策を実施し、それにより参加者も増加し、65歳以上の高齢者はふえているにもかかわらず、介護認定者数の減少という大変喜ばしい結果を出しました。

介護保険制度の改正による低所得者の保険料軽減の拡充を、平成27年度より継続して行いつつも、介護認定者の減少という健康寿命の延伸を後押しし、介護給付費の抑制に取り組む姿勢は高く評価できるものであります。

決算書には数字しか書かれていませんが、その数字の裏には、当事者のニーズや現状の正確な把握、それに即した政策を打ち出し、その実行に際しては、住民の皆さんとの信頼関係に基づく各団体・関係者との連携や取り組みが見てとれます。

よって、本会計が適正かつ有効的に運営された結果であると判断し、この稀有な成果にご尽力いただいたお一人お一人に称賛と感謝の言葉を添え、平成28年度介護保険特別会計決算認定に賛成いたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、次に、認定第4号の後期高齢者医療特別会計に対する討論

がありましたら、お願いいたします。

14番、畑場博敏君。

- 14番（畑場博敏君） 認定第4号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

本会計は、平成28年2月の広域連合で、均等割が1,700円上がり4万400円に、所得割額が0.5%上がり7.93%になりました。これにより、1人当たり保険料調定額は4,346円アップの7万1,348円に値上げされました。

年金が減らされる中、消費税8%の影響、医療費負担も現役並み被保険者は3割に、2割、1割も含めて年金天引きの仕組みは不評であります。市町村が行っている保健事業も、人間ドック事業は一定認知されてきておりますけれども、歯科保健診療事業等、もっと周知をすべきであります。はり・きゅう等への助成も含めて実施を求めると同時に、実施した分が広域連合の負担となり、保険料へはね返る仕組みでは困ります。ですから、そういう点からも県への補助要請も強く行うべきであります。

広域連合への要請も含めて改善を求めて、反対するものであります。

- 議長（吉野繁徳君） ほかにありますか。

8番、袴田忍君。

- 8番（袴田 忍君） 平成28年度後期高齢者医療特別会計決算に賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者等を対象とした制度です。この運営は、県内の全市町村が加入する千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となり、市町村と事務を分担して運営しております。市町村は保険料の徴収のほか、医療の給付事務や各種届出等の窓口業務を行っています。また、広域化されているため保険料の平準化がなされております。

近年、後期高齢者医療制度の加入者数は年々増加し、それに伴い医療費も増加してきていますが、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、現行制度を基本としながら必要な改善がなされています。本決算は、広域連合と連携し、可能な限り保険料の増加を抑制することで、高齢者の誰もが安心して医療を受けられるよう配慮されたものになっています。

このようなことから、私は本決算を適正なもの判断し、賛成いたします。

以上です。

- 議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、次に、認定第5号の農業集落排水事業特別会計に対する討論がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号 平成28年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、認定第1号 平成28年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するものと決定いたしました。

これより、認定第2号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、認定第2号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、認定第3号 平成28年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、認定第3号 平成28年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、認定第4号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、認定第4号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これより、認定第5号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（吉野繁徳君） 全員起立。よって、認定第5号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第13、議案第1号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務課長。

○税務課長（秦 和範君） それでは、議案第1号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例について説明いたします。

議案つづりの24ページをお開きください。

本件につきましては、町税及び公課の督促手数料の廃止について、徴収管理事務の見直しや金融機関窓口の対応事務軽減を図ることを目的に、関係する条例を整備するものでございます。

第1条は、一宮町税条例第2条第2項中の督促手数料の表記を削り、督促手数料について規定している第21条を削除するものでございます。

第2条につきましては、一宮町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分条例の題名中の「督促手数料」を「の督促」に改め、督促手数料について規定している第2条第3

項を削除し、第4項を第3項に繰り上げるものでございます。

次に、第3条は、一宮町使用料条例第7条見出し中の「督促手数料」を「督促」に改め、同条中「督促手数料及び」を削り、引用している条例が前条の規定により改正されましたので、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、第4条です。こちらは、一宮町介護保険条例第6条について督促手数料が規定されていますので、これを削除するものでございます。

次に、第5条ですが、一宮町後期高齢者医療に関する条例第5条について督促手数料が規定されていますので、これを削除するものでございます。

第6条につきましては、一宮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第20条の見出し中の「督促手数料」を「(督促)」に改め、同条中第3項について、督促手数料が規定されていますので、これを削除するものでございます。

本条例の施行期日でございますが、平成30年4月1日でございます。しかし、経過措置といたしまして、平成29年度以前の会計年度に属する収入に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第13、議案第1号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第14、議案第2号 一宮町観光拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） それでは、議案第2号 一宮町観光拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について説明申し上げます。

議案つづりの26ページをごらん願います。

現在建設中であります観光拠点施設につきまして、新年度からの開設に向け、本条例を制定するものでございます。

第1条として目的は、一宮町の観光の拠点を確立し、観光産業の活性化と地域経済文化の振興を図るため、設置及び管理に関し必要な事項を定めるとしております。

第2条でございますが、名称は一宮町観光拠点施設といたします。

また、第4条におきましては、施設の構成を次の第1号から第5号まで区分してございます。建物は一体のものですが、内部を分割いたしまして、農協側を1号の観光案内施設とし、その隣を2号の商業支援施設1とします。また、線路側を3号の商業支援施設2といたします。さらに、商業支援施設3は、既存の駅前直売所を指すものでございます。

第5条は、観光拠点施設が行う事業でございます。

次に、第10条におきまして施設の使用料を別表で示してしております。商業支援施設、レンタルサイクル、コインロッカー、それぞれの料金を設定してしております。

第17条でございますが、指定管理者にその管理を負わせることができるといたします。また、同条第2項及び第3項では、指定管理者は開館時間及び休館日を定めることなど、町長にかわり行うことができるとしてしております。

さらに、指定管理者が行う場合の業務を第18条において定めております。

なお、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

説明は以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第2号 一宮町観光拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第15、議案第3号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務課長。

○税務課長(秦 和範君) それでは、議案第3号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづりの32ページをお開きください。

本件につきましては、税務課で扱う手数料が近隣市町村と比べ安価であること。また、郵送での依頼の場合は、定額小為替で納付される場合の最低単価が単位が50円であることから、改正を行うものでございます。また、租税特別措置法の改正により所要の規定の整備をあわせて行うものでございます。

改正の内容でございますが、第2条第8号及び17号から19号について、改正、追加を行うものでございます。

第8号につきましては、租税特別措置法の一部改正に伴い、優良住宅新築認定申請手数料について所要の規定の整備を行うものでございます。

第17号につきましては、土地及び家屋の評価に関する手数料について、土地は3筆、建物は3棟で300円、1筆または1棟増すごとに20円追加するとされていたものを、1枚300円、1枚増すごとに50円追加することとするものでございます。

第18号につきましては、公簿、公文書の閲覧手数料に地番図を加えるものでございます。

第18号の2につきましては、公簿、公文書のうちの交付手数料として1枚300円、1枚増す

ごとに50円加算する規定を追加するものでございます。第18号の3につきましては、地番図の写しの交付手数料として、1枚につき300円を徴収するものでございます。

第19号につきましては、租税公課に関する証明手数料の文言を納税公課に関する証明手数料に改めるものでございます。第19号の2につきましては、所得及び資産に関する証明の手数料について、300円とする規定を追加するものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第3号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第16、議案第4号 一宮町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第4号 一宮町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづり34ページからになります。

指定管理者制度につきましては、平成15年9月施行の地方自治法の一部改正によりまして、

公の施設の管理方法が管理委託から指定管理者制度に移行され、公の施設の管理を民間事業者にも可能にいたしました。当町におきましても、民間事業者が手を出すような施設がない状況の中、平成24年3月に一般的な条例を制定いたしました。しかし、制度開始後十数年が経過し、全国的に指定管理者での優良事例が出ておりますので、先進地の条例に倣い、必要な条文を加える一部改正となります。

まず、36ページをお願いいたします。

中段やや下に第2条として、指定管理者の募集の条文となります。基本的には町が一定の条件をつけて公募し、応募者の中から選定することになります。

35ページに戻っていただきまして、一番上に第5条ということで、公募によらない指定候補者の選定の規定になります。その施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するためには、今までどおり公共的団体にも指定管理者をお願いできるという規定でございます。

次の6条は、現行条文の修正で、第2項におきまして、議会議決を受け指定された場合には告示をするという規定でございます。

第7条は、町と指定管理者となった団体に協定を締結するというものでございます。

第8条は、管理の適正化のために、指定管理者に対し業務及び経理の状況について報告義務を課し、また、町は実地調査や必要な指示をするというものでございます。

36ページ、第9条、こちらは第8条の義務に従わない場合、指定を取り消す場合や業務停止を命ずる場合があるというものでございます。

一番下の第14条につきましては、各種様式を規則で定めるというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第16、議案第4号 一宮町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第17、議案第5号 平成29年度一宮町一般会計補正予算(第7次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長(大場雅彦君) 議案第5号 平成29年度一宮町一般会計補正予算(第7次)議定についてご説明いたします。

議案つづり40ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,031万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億3,972万9,000円とするものでございます。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

最初に債務負担行為の補正からご説明いたします。

43ページの第2表をごらんください。一宮町保健センターのエアコン改修に当たっては、13年間のリース契約によるものとし、上限額として3,826万2,000円を追加するものでございます。

それでは、補正の内容につきまして歳出からご説明いたします。

48ページからになります。第2款の総務費から52ページの12款諸支出金につきましては、右ページの説明欄によりご説明いたします。

まず、1番目の丸印、一般職人件費につきましては、人事異動による減額でございます。また、その次の特別職人件費につきましては、副町長の9月から11月分までの人件費の減額でございます。

その次、まちづくり推進事業324万円の増につきましては、駅前観光施設の外構工事に伴う経費でございます。

その次、ふるさと応援事業492万5,000円の増につきましては、昨年中に寄附を受けた方に

対し今年度返礼する経費でございます。

その次、防災行政無線管理運営事業157万7,000円の増につきましては、戸別受信機の50台分の購入に係る経費でございます。

1つ飛ばしまして、社会福祉総務事務運営費29万9,000円の増につきましては、福祉タクシーにつきまして、チケット制導入により利用者が増加したことに伴うものでございます。

1つ飛ばしまして、自立支援医療給付事業124万1,000円の増につきましては、入院及び利用者の増加に伴うものでございます。

1つ飛ばしまして、障害児支援事業773万9,000円の増につきましては、船頭給に新たに開設された、主に知的障害を持った子供たちが利用できるデイサービスの事業所が開設されたということで、利用時間、利用者が増加しているものでございます。

一番下の外出支援事業31万2,000円の増につきましては、新にここサービスの利用回数の増加に伴うものでございます。

51ページ、一番上の国民年金事務運営費24万9,000円の増につきましては、各種報告書の電子媒体化に対応するための経費でございます。

1つ飛ばしまして、子ども・子育て支援事業654万3,000円増のうち、負担金補助及び交付金552万円につきましては、私立保育所の保育士の処遇改善のための経費で、46人の対象者に月2万円の補助をするもので、計上した金額は10月から3月までの6カ月分でございます。また、償還金利子及び割引料102万3,000円の増につきましては、平成28年度精算分に伴う返還金でございます。

次の児童手当支給事業45万6,000円の増につきましても、精算に伴う返還金でございます。

下から3つ目、道路維持管理事業1,570万円の増につきましては、9月28日の大雨等による町道被害箇所17カ所の維持補修工事費でございます。

一番下の東浪見小学校管理運営事業から、53ページ、上から2つ目、学校管理運営事業につきましては、各学校のパソコンの回線をインターネット回線からL G W A N回線に変更したことに伴い、それぞれ7万円が増額となるものでございます。

その次、一般職人件費176万4,000円につきましては、人事異動により増となったものでございます。

1つ飛ばしまして、公民館管理運営費22万7,000円の増につきましては、ガス使用料の伸びが大きくなっております。

一番下の介護保険特別会計繰出金29万9,000円の増につきましては、給付費等について法

定された率分と事務費等につきましては、制度改正に伴うシステム改修経費の2分の1を合わせて繰り出すものでございます。

続きまして、歳入につきましては、46ページ、47ページをお願いいたします。歳入につきましても、右ページによりご説明いたします。

国庫支出金の社会福祉費負担金といたしまして、身体障害者更生医療給付費で増額となる124万1,000円の2分の1と、障害児通所支援給付費で増額となる773万円の2分の1が、また基礎年金事務費交付金としてシステム改修費全額が支払われます。

次に、県支出金の社会福祉費負担金として、身体障害者更生医療給付費で増額となる124万1,000円の4分の1と、障害児通所支援給付費で増額となる773万円の4分の1が、また社会福祉費補助金としては、福祉手当給付事業において増額となる8万7,000円の2分の1と、児童福祉費補助金として私立保育所の保育士の処遇改善事業において増額となる552万円の2分の1が支払われるものでございます。

一番下の諸収入ですが、後期高齢者の健康診査、こちらは広域連合から町に委託されています。今回は個別健診増額分で、確定している5人分の経費を歳入として見込むものでございます。

不足分につきましては、下から2段目になりますが、前年度の繰越金で調整するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまです。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

この補正に関する個別の質問ということではないんですが、今回、今議会で第5次、第6次、第7次と、専決を含めた3つの補正予算が出ているんですけども、補正予算の考え方というか、当初予算と補正予算のあり方という部分に関することについてお聞きしたいんですが、今回、例えばこの第7次では、災害による道路の補修、維持管理事業として出ています。第6次のほうでも災害対応費という形で出ているんですけども、近年、定常的にこういう災害が起こりまして、こういう経費の支出が見込まれているという中で、災害対応のよ

うな形の予算としてあらかじめ枠をとった中で、内容によってではありますが、補正として出さなくても、あるいは専決としてしなくても、報告という形でも使えるというような形というものはあり得るのかどうか。

これは、そのほうが迅速で便利というような意味もあるとは思いますが、そういう考え方がある枠としてあったほうがいいのではないかという気もするんですけども、その辺のところ、町長ないしは総務課長、町として、自治体によってはそういう枠をつくっているというケースもあるんじゃないかと思うんですけども、どんなものでしょうか。お考え、ご意見を、急で申しわけないんですけどもお聞きしたい。

○議長（吉野繁徳君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 今、30年度の予算要望の取りまとめに今月から入っているところなんですけど、毎年、予算要望時点で、歳入見込みと比べますと5億円ほど歳出予算の要望が上がってくるわけなんです。それを切って調整していきますので、全く金額的にはっきりしないものを予算計上するというのは、なかなかできないと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

そういう事情はわかるんですけども、最終的にはこれだけの歳出があるという事実も毎年毎年あるわけですね。基金という形もあり得るかもしれませんが、予算書の中に項目をつくるという形で、ほんの1,000円程度枠をつくっているというような項目も数々あります。そういうところに、予算は厳しいと言いつつも実際には使っているのだから、枠をつくって、それは本来的にいいのかどうかというのは、メリット、デメリットがいま一つはっきりしませんけれども、でも枠が最初からないのは、一般的に考えて妙だなというふうに思いますので、ちょっとお考えいただくと、予算をこれから組む段階で、考え方として検討いただくと、メリット、デメリットもしっかり把握していただいた上でということですけども、いいんじゃないかなというふうに思うんですが。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 確かに毎年こういったことが生ずるのは事実であります。他町村の事例も研究して、少し検討させていただければというふうに思う次第であります。よろしくお願ひします。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第17、議案第5号 平成29年度一宮町一般会計補正予算(第7次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第18、議案第6号 平成29年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第3次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長(鶴岡英美君) それでは、議案第6号 平成29年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第3次)議定についてご説明申し上げます。

議案つづりの60ページをお開きください。

平成29年度一宮町の介護保険特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ159万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,195万3,000円とする。

今回の補正の主な理由ですが、制度改正に伴う介護保険システム改修費及び在宅での福祉用具購入費や在宅改修費に不足が生じたため計上するものでございます。

まず歳出からご説明いたします。

66ページ、67ページをお開きください。

上のほうから、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費28万1,000円の増額につきましては、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修委託料を計上するものでございます。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、4目居宅介護福祉用具購入費18万

7,000円及び5目居宅介護住宅改修費76万4,000円の増額につきましては、在宅での入浴補助用具などの利用や、手すりや段差解消に伴う住宅改修の利用者が増加したことにより、不足が生じたため計上するものでございます。

次に、3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費29万7,000円につきましては、高齢者の介護予防の普及、啓発を図るため、ポスターカレンダーを作成するものでございます。

同じく3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費5,000円につきましては、身寄りがいない方や認知症の方の成年後見制度利用者が増加したことに伴い、親族調査等に係る郵送料に不足が生じたため、通信運搬費を計上するものでございます。

次に、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金6万5,000円につきましては、28年度以前の死亡や転出に伴う介護保険料の還付金が親族などからの届け出がなかったため、今年度還付することになり不足が生じたものです。

次に、歳入に移ります。

お戻りいただきまして64ページでございます。

歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金19万円。その下の2項国庫補助金26万7,000円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金35万円。

5款県支出金、1項県負担金11万9,000円。2項県補助金3万9,000円。

7項繰入金、1項一般会計繰入金29万9,000円の増額につきましては、歳出の1款総務費及び3款の地域支援事業費の補正額に対し、国・県、支払基金からのそれぞれ定められた補助率による経費及び町負担分の経費でございます。

その他残りの部分も8款繰越金33万5,000円を充てるものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第18、議案第6号 平成29年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第19、同意案第1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 固定資産評価審査委員のご同意についてご説明を申し上げます。

今回ご同意をお願いする方は、一宮町東浪見7435番地の勝又泰雄さんであります。

勝又さんにつきましては、平成27年2月2日から固定資産評価審査委員を務めていただき、今回2期目を引き続きお願いいたしたく存するものです。

経歴につきましては、平成21年8月に、現在は海岸にあります一宮不動産を設立され、高い専門知識と豊富な経験が必要とされる不動産コンサルティングマスターとして不動産取引事務を中心とした業務に従事しておられます。宅建士の資格を有していることから不動産価格等に見識が深く、固定資産評価審査委員には適任だと思われまますので、再度ご同意をお願いするものであります。

任期は平成30年2月2日から3年間であります。

生年月日は昭和32年6月29日生まれ、満60歳を迎えていらっしゃいます。

よろしくお願いたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し直ちに採決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、討論を省略いたします。

お諮りいたします。勝又泰雄さんを固定資産評価審査委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 全員起立。よって、勝又泰雄さんを固定資産評価審査委員に同意することに決しました。

日程追加のため、暫時休憩をいたします。20分とります。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 4時00分

○議長(吉野繁徳君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長(吉野繁徳君) お諮りいたします。発議第1号を日程第20として日程に追加し、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認めます。よって、日程第20を日程に追加し、お手元の追加日程表のとおり議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第20、発議第1号 一宮町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、9番、鵜野澤一夫君。

○9番(鵜野澤一夫君) 9番、鵜野澤です。

一宮町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議。

名称は、一宮町議会議員定数調査特別委員会。設置の目的、一宮町議会議員定数に関する調査研究。委員数については、8人、ただし議長は除く。設置期間は、閉会中の継続審査と

し、期間は議員の任期中とする。

提案理由。

国はもとより、全国の自治体において人口減少、少子高齢化が一層進みつつある中で、全国の自治体では、将来の財政運営の健全化に苦慮しているところです。

一方で高齢化は、労働人口の減少だけでなく、確実に福祉関連経費や医療費の増加をもたらし、ひいては歳入減も想定される中で、確実に町財政を圧迫することにつながります。こうした状況下で、町としても行政サービスの低下を招くことなく、しかも無駄のない効率的な業務運営が今後一層求められます。

この状況下において、近年地方自治体議会の多くは、財政面を含めた議会改革の一環として、議員定数の削減を進めています。現在のところ千葉県内の17町村のうち12町村では、定数14名以下となっており、これは全国的にも関東6都県でも同様の傾向が見られます。また、県内の37市でも定数30名以上は8市にとどまり、20名以下の市は13市であります。

我が一宮町議会においては、平成18年6月に定数16名に改訂して以来、見直しの検討がなされないまま現在に至ります。現在、県内の17町村のうち議員定数16名は最大数であり、5町村がそれにあたります。なおかつ一宮町はその5町村の中で人口規模、財政規模ともに最小の自治体であるという状況です。

現在一宮町がおかれているこのような社会環境を鑑みて、町の将来的な財政運営、今後目指すべき議会の在り方を含め、効率的で住民のニーズにあった形での議員定数の見直しを検討する必要があると認識されるため、ここに特別委員会を設置するものです。

なお、ただいまの提案理由にもう少し説明を加えさせていただきます。

全国どこの自治体においても人口減少、少子高齢化が急速に進みつつあり、さまざまな形での財政への圧迫が心配されています。その問題はやがて国の財政へも波及してくるおそれがあり、地方への交付税の減少も視野に入れなくてはならない状況であり、地方自治体は今後の財政の厳しい状況を想定していかななくてはならないところです。一宮町は、珍しく人口減少が少ない自治体であるとは言いながらも、この現実から逃れることはできません。

こうした現在の状況下の中で、一宮町議会の定数を検討するための委員会設置を通じて、今後の一宮町議会のあり方について十分に議論、検討を進めていただきたく、ここに発議を提案するものです。

定数についてご検討いただく根拠として、以下のように大きく2つ点を挙げます。なお、お配りした資料の説明も含めた形で述べさせていただきます。

第1には、次のような理由により、今後は町の財政負担がふえていくことを現実視し、町議会も身を削ることをも視野に入れなくてはならないからです。

1点目の理由として、高齢化により福祉関連経費や医療費の増加が確実であると予想されること。2点目として、一宮中学校普通教室棟を初めとした町の施設整備の改修、建築などを今後次々と進めなくてはならなくなること。3点目として、経年劣化による道路、橋梁などのインフラの改修、整備が確実に見込まれること。4点目として、ポンプ場などの排水機施設や農業用施設としてのため池改修などの施設維持、整備事業も今後確実に見込まれ、これらにはそれぞれの多額の経費が必要とされること。5点目として、オリンピック開催に関連したサーフィン大会などの各種事業、施設設備建設、広報その他の事業への支出が見込まれること。6点目として、未定ではありますが、上総一ノ宮駅東口開設への予算支出が想定されること。7点目として、その他として、近年、緊急災害など全国各地で多発しており、想定外の災害への対応、負担が、必ずしも想定外ではなくなってきていることなどが挙げられます。

またさらに、今後は国からの交付税の減少も視野に入れておかななくてはならないと考えられます。

身を削るという意味においては、町の人件費に占める割合が20%を超える中で、その1割が議会費であるという点も念頭に置かなくてはなりません。なお、議会費のほぼ全てが人件費に当たります。全国県内の市町村議会では、財政改革、議会改革の一環として、議員定数の見直しや議会条例の制定などといったことを検討し、早い段階からそれに着手しています。

そこで、第2としては、ただいま掲げたような財政の状況も念頭に置いて、千葉県内の17町村のうち15町村では、平成24年以前の早い時期に議員定数を14名以下に削減して、現在まで議会運営を進めている点があります。

その1点目として、千葉県の町村内の議員定数16名は最大数。5町村あります。定数14は6町、定数12は5町、定数10は1町、定数16の町村の中でも一宮町は人口が最も少なく、財政規模も最小の自治体であるため、ある意味、民意が反映されやすいということも可能ですが、反面では、県内でも特に効率が悪い自治体ということもできます。

2点目は、議員定数を14名以下に削減している町村は、17町村のうちの12町ありますが、そのうち10町は5年以上前に既に削減しており、これまでその形で問題なく議会運営を進めてきました。またさらに、10町のうち5町は平成18年以前から現在の定数です。

3点目、議会運営の中でも常任委員会については、県内17町村のうちで3つの常任委員会

による運営自治体は8町、2つの常任委員会による運営自治体は9町あります。また、県内の市でも富里市、富津市、勝浦市の3市において2つの常任委員会によって運営しています。これらについては、それぞれの自治体において、現在までどのように運営してきたのか、問題点はないのか、そうした点を特別委員会の中で、調査検討していただくことがよいと思います。

以上は県内市町村議会の数字上の現状、お手元にお配りしてある数字上の現状なのですが、将来の財政にかかわる問題点を挙げましたが、今回の発議に基づいて定数調査特別委員会に設けることにより、単に議員定数の削減だけを議論するのではなく、それにかかわる議会全体のコストや議会そのもののあり方についても、その場で広く意見をいただきながら検討していただき、一宮町のために議会がどうあるべきかということの一つの形を示していただきたいと思います。

なお、定数の削減は民意の反映に反するもののご意見もあるでしょうが、よりよい形で民意を反映していくにはどのような手段がふさわしいのか、議会独自に報告会、説明会を行ったり、町民からの意見収集を行ったりすることなどもそれに当たるでしょうが、そうした点についてもこれまで議論されたことがありませんので、委員会の場を通じて深く検討していただくことが望ましいと考えております。

なお、この特別委員会は定数削減の委員会ではありません。あくまでも定数調査検討の特別委員会であることを申し述べて、以上で説明を終わります。

よろしくお祈りします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

15番、藤井敏憲君。

○15番（藤井敏憲君） ただいま提出者のほうから提案理由を聞きましたが、これは議員定数削減とも受けとめられません、今の説明の中では。なぜ定数削減特別委員会と言わないのですか、1点。

次に、他町村の議員定数削減に向けた動きは承知していますが、今、一宮町が置かれている状況は単純に比較することはできません。なぜならば、言うまでもなく、日本を初め世界中が注目するオリンピックという最大のスポーツイベントです。そのような中で、サーフィン会場として当町で開催されることが決まっています。

また、先ほど町長の行政報告の中で、上総一ノ宮駅東口開設の話がありましたが、これは

大変な事業であり、これらを成功させるためにも、私たち議会議員に必要なことは、単に議員の定数について議論することだけでなく、一宮町が抱える多くの課題を克服するために、町民の声や心を反映させ議論し、活動することだと思いますが、その点どういうふうを考えているのか、お聞きしたいと思います。

それと、最後にもう1点、平成18年3月にやはりこのような形の中で定数調査特別委員会というのが設置され、結果的には定数削減という問題にしばり込まれてきたわけですが、先ほどの提出者の説明では、定数削減ばかりの話ではないと言っていました、その点についても一度詳しく説明してもらいたいと同時に、賛成者が1人しかいない。これは、法律的には一人でも賛成者がいればいいんでしょうけれども、なぜ賛成者が1人しかいないのか、その点もしよければ説明してください。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） ただいまの藤井議員の質問についてですが、最初の質問の中で、確かに藤井議員さんのおっしゃるとおりであると思います。私も説明の中で申し上げましたが、削減の文言というものを入れると、それについての話だけになってしまいますので、あくまでもこれから、この一宮町の議会のあり方というものを、2問目の質問とかぶりますけれども、あくまでもどういう方向にしたらいいのかという話し合いをするためのもので、削減のための委員会ではないと、私はそう思っているんです。

私たち議員は、町民から負託を受けて、議員活動を委員会活動も含めて行っています。この中身も町民に投げかけると、正直な話、私が7年前に議員の一人としてなったときに、さまざまな私の後援会の方たちに、今のままの議員で、数はそれでいいのかと、減らしたらどうかという話を言われました。だけど、7年間議員活動をやってきて、議員の定数についての話し合いはまだ一回もしたことがないというふうに思っていますので、これを機会に財政的にいろいろな困難もこれからどんどん出てくると思います。

表の中に数字で書いてある一般会計予算のうちの議会で使われる予算というのが約1億400万、これは27年度のことですが、47億の予算のうち1億を議会で使っているわけですが、それが比率的にいいかどうかというのも、この委員会をつくって皆さんで話し合いをしていただきたい。これは削減の話ではなく、今後の議会のあり方を語る委員会だというふうに思って私は発議の提案をしています。

逆に人数ふやせという意見もあるかなと思います。おっしゃるように、オリンピックだと

か東口だとか、そういう議論もある中で、今の定数よりもっとふやせという意見があってもいいかなと思います。また議員報酬のことを話し合ってもいいかなと思います。そういうものを含めてこういう話し合いを設けたらどうかと思っています。

ちょっと質問に答えているかどうかわかりませんが、そういう形で提案しております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

藤井議員、いいですか。

○15番（藤井敏憲君） いいです。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井です。質問いたします。

私自身もまだ新米議員で1期生で、議員の定数、では一体何人が適正なのか、まだ不勉強で足りない部分がたくさんあると思います。なので、話し合うということは大変いいことだと思います。

その中身についてお聞きしたい。設置期間が議員の任期中、この議員の任期中ということも長くても10月までです。果たしてその期間だけで十分な内容、中身になった話し合いになるのか。委員会の開催回数、話し合う期間、中身や内容がお粗末であれば、住民の皆さんの議会に対する期待は失望に変わり、失望は不信感を生み、不信感はやがて無関心になります。

議会のことを議員の中だけで話すのは、私は賛成しかねます。できれば、住民の皆さんからも、有識者や、例えばほかに削減をしたところ、逆に違うやり方で議会を運営しているところなどの先進地の話などを含めた、そういった広い話での委員会になるといいなと思います。それには余りにも時間が足りません。それをもし次の選挙で施行までしたいというのであれば、それは時期尚早だと思います。

民主主義のコスト、議会制民主主義の根幹にかかわる話だと思うんですね。もっとじっくり丁寧にやっていただきたいと思います。本当にコスト、効率だけを考えたら合併すればいいんじゃないか、分母が大きくなればもっと割合が低くなりますからね。でも、そういう話ではないんでしょう。ということについて、うまく質問できているかわかりませんが、教えていただきたいと思います、委員会の内容、中身について。

○議長（吉野繁徳君） 質疑が終わりました。

答弁を求めます。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） ただいまの藤井幸恵議員の質問ですが、先ほどの説明の中で、私、意見を申し上げました。民意の反映に関するもののご意見もあるということで、どのような手段がふさわしいのかということ、議会独自に報告会、説明会を行ったり、また、町民からの意見収集を行ったりというようなことを、藤井議員の質問は期間の問題だと思うんですが、この委員会を設置して話し合いをして、その具体的なことも白紙の状態から話し合いをしましょうと。一応、資料として現況の資料は出してあります。この委員会であらゆることの議論がなされるかなというふうに私は解釈しています。具体的な、こういうふうにしましょうとか、まだ正直言ってありません。

また、町民の方の意見を入れたらどうかということも、その委員会の中で議論していけば、何かの方向性が出るかなというようなことで、とにかくこういう話し合いをしたらどうかということで提案をしていることでもあります。

その辺、ちょっとまとまりませんが、いろんな形で話し合いをして、決めるかどうかまで、そこまでいかないと思いますけれども、とにかく話し合いをしましょうということでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） ありがとうございます。では再度質問いたします。

答えは出すのか出さないのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） 9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） その辺も委員会の中で、出るのであれば出る、出ないのであれば、継続して委員会で話し合いをしていくか、その辺もこの8名の委員で行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 今までの質疑を聞いていて、提案者はあやふやな点が非常に多いんですけれども、藤井敏憲議員の質問の中の賛成者が1人というのはどういうことですかというの、まだ答えがもらえていなかったの、それも一緒に聞いておきたいと思います。

それから、今の藤井議員の中で、答えを出すのか出さないのか、それは委員会が決めるというのは、ちょっと提案者としておかしいんじゃないですか。結論を出すことを前提に委員会をつくるわけですから、それをそういうあやふやなことだったら、これはつukらないほうがいいと思います。その辺はどうなんでしょうか。

それから、そもそも論なんですけど、なぜ今、定数調査特別委員会の設置が必要で提案したのかというところがよく理解できないです。

先ほど提案理由の説明の追加説明の中で、相当細かいことを言っていました。要するに議会が身を切る必要がある、これは定数だけでなくて人件費の問題とか、そういうものあるとか、効率がいいとか悪いとか、そういうようなことを審議するにはやはり相当の時間が必要であって、そうであれば今提案するのがいいとは思いません。来年の10月にはもう改選を迎えるわけですから、一定の結論が出た中で、その定数がどういうふうになるかによって、町民の立場からいけば、現在いる議員の立場だけではなくて、これから議会に出て挑戦してみようという方も当然いるわけですから、その人たちのいわゆる土俵を狭めてしまう、削減の場合には狭めてしまうわけ。そういうようなことを前提でやるとしたら非常に問題なわけです。

先ほどの説明の中で、後援会の人からも言われていたというようなこと言っていましたけれども、7年あったんですから、もっと前の、当選したすぐにこういう提案をして、時間をかけて1年とか2年とか、結論を出すというのが順当ではないかなと。そういう点では、民主主義のはき違えをしているんじゃないかなという気がします。その辺はどうなんでしょうか。

それから、後で追加説明がありましたけれども、この提案理由の説明の文章だけ見ていると、やはり定数削減ありきで進んでいますね。必要な資料を見せていただいても、こういう人数の中で、一宮町は16名で、しかも議会費がこれだけかかるというような、ほかはもっと少ないんですよみたいな資料が来ていたり、そういうような削減の資料が来ていますけれども、定数の問題を議論しろというのは、どこの誰の要望なのか、今やるというのは。現行でどんな不都合が生まれているかというのも伺っておきたいと思います。まずその辺、説明願います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁。9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 最初の質問の賛成者の1名ということですが、ほかに賛成者は正直なところいます。当時、この資料をつくる時にいました。平成18年のときの定数の調査委

員会のことをちょっと参考にさせてもらったんですが、今回なぜ1人にしたかということについては、5名の方の名前を入れると、例えば討論のときにちょっと支障を来すかなと。であるならば1人でいいかなということで、今回、賛成者は1人ということにした理由です。ちょっと私も勉強不足だったんですが、意味は特にありませんでした。

それから、藤井幸恵議員の質問の中でもおっしゃいましたけれども、この委員会を設立して、設立ができたのであれば、いろんな取り決めを、いろんな意見を出して決めていきたいという私の狙いなんです。7年前にそういうことで、後援者からということであったのですが、こういう形になって今回発議を出した理由としては、今まで、私も個人的には反省しております。そのときに出せばよかったかなと思います。今の時点で、1回こういう議論をしていったほうがいいかなという思いで提出したわけですが、さまざまな意見があると思います。舛場議員がおっしゃるように、方向性が見えないということも言えるかもしれませんが、とにかくできるのであればそういう話し合い、協議の場を設けたいということでございます。

以上です。質問の答えになっていないかもしれませんが、今そういう考えでおります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

14番、舛場博敏君。

○14番（舛場博敏君） 一番かなめの問題でちゃんとした答弁が来ないので困るんですが、委員会条例に基づいて調査特別委員会を設置する場合に、一定の結論を導き出さないと、議員の任期中に、継続審議ですという答えも結論には結論ですけども、それだったら今出す必要はないと。逆に、それを今出して、しかも先ほどの膨大ないろんな調査委員会をつくっていくという中では、逆に今度は時間が足りない。そういう点で、今回は出すべきではないんじゃないですかということで、もう一度再考を求めたいんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

9番、鶴野澤一夫君。

○9番（鶴野澤一夫君） 確かにおっしゃるようなことも言われますが、今回、こういう話し合いをしたいということの意味で発議をお願いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 質疑がなければ終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

8番、袴田忍君。

○8番（袴田 忍君） 質疑をいろいろ聞かせていただきました。私なりの考えで討論いたします。この発議に関して反対の立場で討論します。

なぜ調査特別委員会の設置が今の時期なのでしょう。なぜ定数調査にしなければいけないのでしょうか。私には疑問がいっぱいあります。来年には議員の選挙がございます。もう1年を切りました。新しく議員になろうという人たちも来年は立候補することになると思います。議会選挙に出る人の心情を考えますと、立候補する人に、新人の牽制をする、そういった見方も見られるのではないのでしょうか。

なるべく多くの人々が議員になって、実りある仕事をして、正当に評価されて、実績のある議員が要職につく、それは当たり前のことです。スムーズに機能するようなシステム、仕組みの構築が必要であって、これは言葉が過ぎるかもしれませんが、議員の数が多過ぎるとか、問題の本質ではないと考えます。議員数が少なくなると諸事の民意が拾い上げられなくなります。それでよいのでしょうか。私たちの仕事は町民の声の反映です。定数調査イコール、これは定数削減を意味してしまうのではないのでしょうか。

また、議会議員に関して町民の関心は報酬についてもあります。議員の給料は高いという声を聞くこともあります。削減するよりも、各議員がそれぞれが仕事に専念し、見合った額の仕事を一人一人努力すれば、私は解決されると思います。

3年後、この町にオリンピックが来ます。オリンピックが開催されることから議会議員の仕事もふえるはず。町と一体となって行政を支え仕事をする、これが我々の使命だと思います。今すぐではなく、見合った時期を見て調査委員会を立ち上げるべきだと私は考えます。できれば来年の選挙以降考えるべきであると思います。

よって私は反対します。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 私は賛成の立場で討論をいたします。

議会議員の定員数の問題においては、国会では、各選挙区の人口の増減によりその数を見

直し、実施をしております。また、千葉県議会においては、国会と同じく、人口減少の選挙区は定員を減じ、人口増加の選挙区は増員をし、近く実施をいたします。

当町は、人口減少は少ない状況ではありますが、全国的、また県内的にも、他の自治体の状況を知り、本議会の定数を検討すべきと考え、賛成をするものです。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） この委員会の設置については時期尚早だというふうに思います。

なぜかといえば、先ほどの質疑の中で提案者が述べられたように、定数の問題だけではないんだと、議会のあり方を議論したいんだということですから、であれば、議員のあり方を考える調査特別委員会を提案すべきであって、そうでなくて定数を変更させるとか、そういうような議論をするのであれば、時間的に足りない。

住民のいわゆる参政権ですね、そういう枠を狭めてしまうと、そういうことから、これは1回取り下げて、提案者が言うように、議員のあり方を考える調査特別委員会を提案して、これは活発な議論をしていく、こういうことが望ましいというふうに思うので、この案については反対をいたします。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第20、発議第1号 一宮町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎一宮町議会議員定数調査特別委員会委員の選任

○議長（吉野繁徳君） お諮りいたします。ただいま設置されました一宮町議会議員定数調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第4項の規定により議長から指名いたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、よって、委員については議長から指名をいたします。

4番、鶴沢清永君、5番、鶴沢一男君、6番、小安博之君、8番、袴田忍君、9番、鶴野澤一夫君、10番、志田延子君、13番、森佐衛君、14番、畑場博敏君。

以上の8名を選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました一宮町議会議員定数調査特別委員会は、直ちに議長室にて委員会を開催し、委員長並びに副委員長を選任し、議長に報告を願います。

特別委員会開催のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時41分

再開 午後 4時53分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（吉野繁徳君） 特別委員会の委員長並びに副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長に森佐衛君、副委員長に鶴野澤一夫君。

以上のとおりです。ご了承願います。

◎閉会中の継続審査

○議長（吉野繁徳君） お諮りいたします。本件は閉会中の継続審査とし、期間は議員任期中といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査とし、期間は議員任期中と決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（吉野繁徳君） 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもって、平成29年第4回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時54分